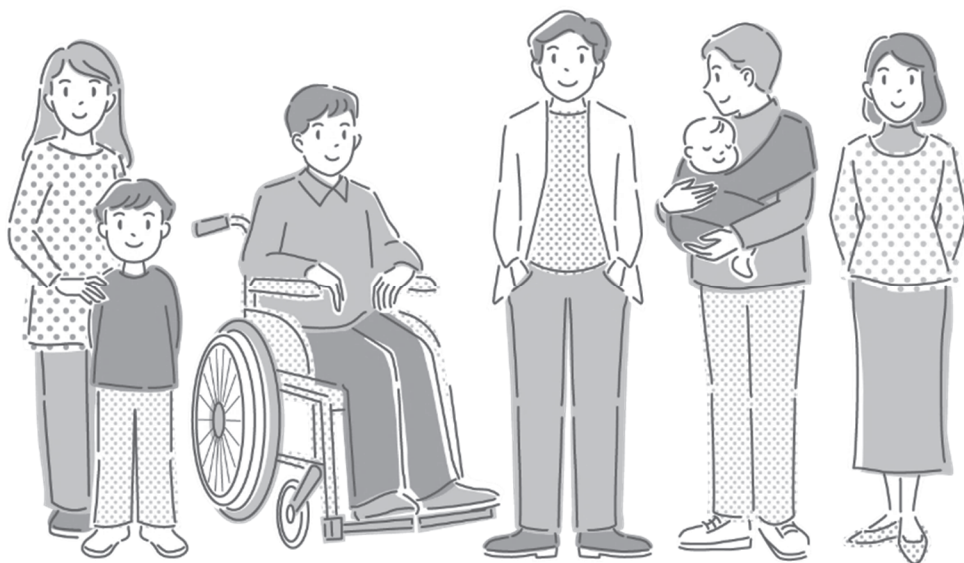




第七期秩父市障がい者福祉計画

秩父市障がい福祉計画

秩父市障がい児福祉計画



令和6年3月

秩父市



はじめに

障がいのある方を取り巻く社会情勢については、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、また12月には、国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准が国会で承認されています。さらに、令和4年12月に「障害者総合支援法」の改正法が公布され、令和6年4月から施行されます。



本市でも、「第六期秩父市障がい者福祉計画」（令和3年3月策定）に基づいて、障がいのある方を支援する様々な取り組みを、市民の皆様のご理解とご協力により積極的に進め、障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域の中で安心して自分らしく生活していける地域共生社会の実現に努めてきたところです。

また、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、差別や偏見を無くし、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、誰もが自分らしく生活できる社会の実現が強く求められています。

こうした動向も視野に入れて、この度、従来の計画を見直して「子どもから高齢者まで、すべての人が笑顔にあふれ、誰もがチャンスをつかめるまち」を基本理念に掲げ、新たに令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第七期秩父市障がい者福祉計画」（「秩父市障がい福祉計画」・「秩父市障がい児福祉計画」）を策定致しました。

本計画の策定に際しまして、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました「秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査・パブリックコメントなどにご協力いただきました皆様、関係機関・関係団体の皆様に、心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

秩父市長 北 堀 篤

目次

はじめに

目次

第1章 計画のあらまし

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 秩父市の障がいのある人をめぐる状況

- 1 障がいのある人等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 障がい福祉サービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 「第六期計画」の成果目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 「第六期計画」の障がい福祉サービスの見込みと実績・・・・・・ 25
- 5 障がい福祉に関するアンケート結果の概要・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 6 ヒアリング調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 7 「第七期計画」に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3 計画の展開（施策の体系）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

第4章 施策の展開

- 基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして・・・・・・・・・・ 49
- 基本目標2 地域生活の充実をめざして・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 基本目標3 社会参加の促進をめざして・・・・・・・・・・・・・・ 54

第5章 計画の成果目標と各サービスの見込み・確保の方策等

- 1 令和8年度に向けた成果目標と活動指標の設定・・・・・・・・・・ 59
- 2 障がい福祉サービスの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 3 訪問系サービスの見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 4 日中活動系サービスの見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 5 居住系サービスの見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 6 相談支援サービスの見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 7 障害児支援事業の見込みと確保の方策・・・・・・・・・・・・・・ 76
- 8 地域生活支援事業の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 9 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて・・・・・・ 84
- 10 事業の実施に関する支出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第6章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の基本方針	87
----------------	----

第7章 付属資料

資料1 用語の解説	91
資料2 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会設置要綱	97
資料3 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会委員名簿	99
資料4 秩父市障がい者福祉計画検討委員会委員名簿	100
資料5 秩父市障がい者福祉計画検討委員会作業部会委員名簿	101
資料6 策定事務局名簿	102
資料7 計画策定までの経過	102

本計画書の用語表記について

本計画書では、「害」という漢字は「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞、全国的な状況等を説明している部分（*「用語の解説」を含む。）を除いて、「障害」または「障害者」を、それぞれ「障がい」「障がい者」と表記しています。

用語解説について

本文中に「*」の付いた用語については、付属資料「資料1 用語の解説」に内容を掲載しています。

第4章と第5章の関連について

第5章の各項目に記載された記号【第4章 a-b-c】は、対応する第4章の施策を、以下の規則で表記しています。

- a:基本目標の番号
- b:基本施策の番号
- c:施策の番号



第1章 計画のあらまし

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障害者施策は、「完全参加と平等」をテーマとする昭和56年の「国際障害者年」を契機として本格的に開始され、障がいのある人の「自立と社会参加」をめざしてきました。秩父市では、障がい者福祉の推進について「障害者基本法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法*）」、「児童福祉法」に基づく3つの計画を策定します。

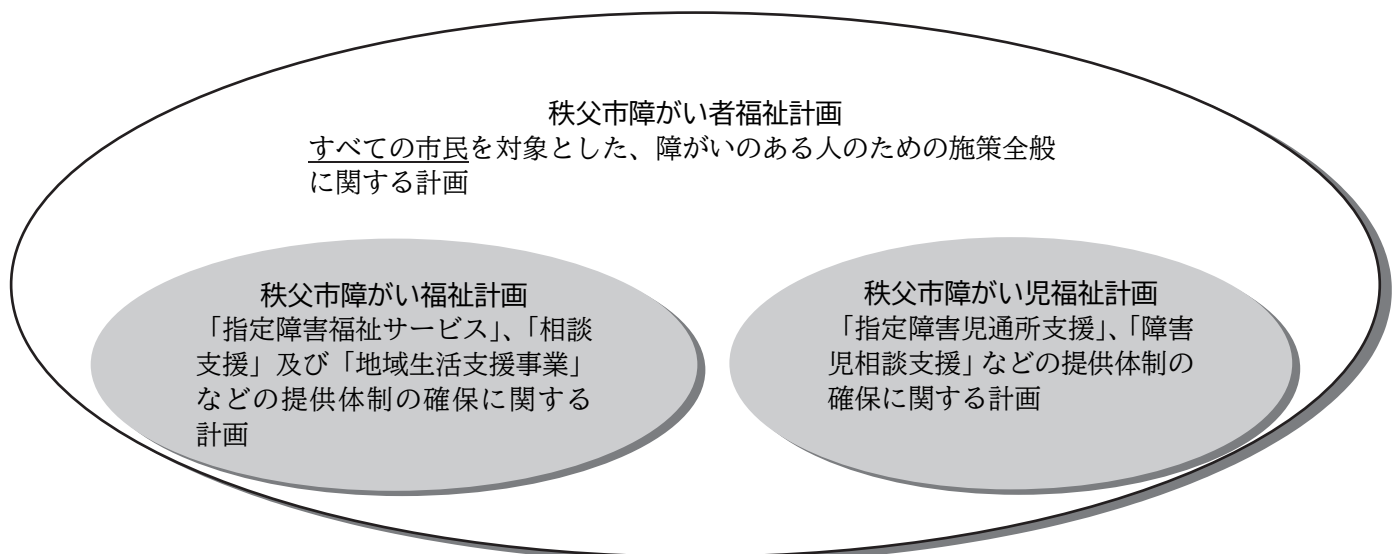
「秩父市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」に基づき策定する計画です。国や県の制度や枠組みへの対応はもとより、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるために、「子どもから高齢者まで、すべての人が笑顔にあふれ、誰もがチャンスをつかめるまち」を基本理念とし、3つの基本目標のもと施策を計画的に推進しています。

「秩父市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づき策定する計画です。生活支援分野の実施計画という位置づけから、指定障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的としています。

「秩父市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づき策定する計画です。指定障害児通所支援や障害児相談支援などの提供体制を整備するとともに、埼玉県が行う入所支援も含めた円滑な実施を確保して、障がい児への支援の体制の充実を図ることを目的としています。

さらに、「秩父市ユニバーサルデザイン*推進行動指針」に基づき、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進することを目的としています。

国の「基本指針」に即しながら、県の計画のほか、秩父市の関連計画との整合を図り、策定したものです。



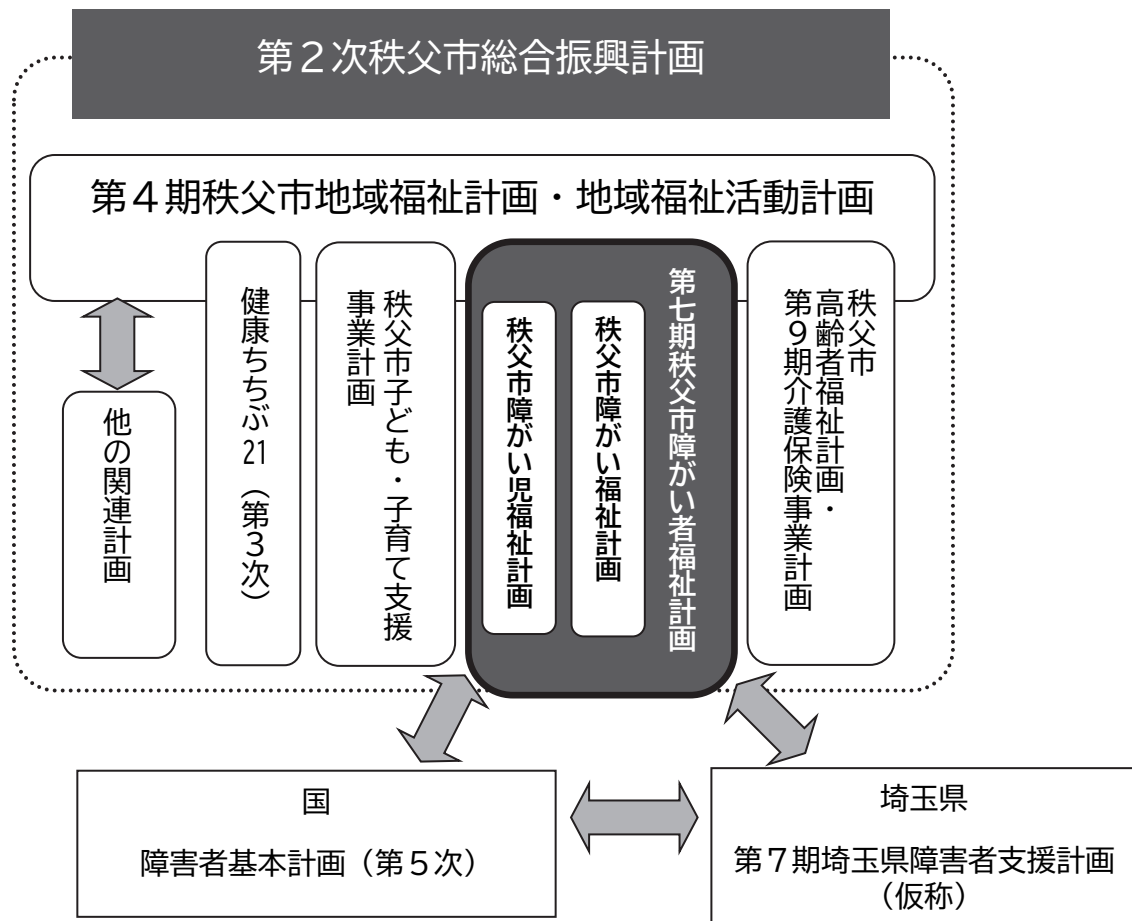
『第六期秩父市障がい者福祉計画』策定後のおもな動き

- ◎「障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法」の公布・施行（令和4年5月）
 - ・正式名称：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
 - ・全ての障害者が、社会を構成する一員としてあらゆる文化の活動に参加するために、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的とします。
- ◎「改正障害者差別解消法」の公布・施行（公布：令和3年6月、施行：令和6年4月）
 - ・正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律
 - ・障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を目的とします。
- ◎「改正障害者総合支援法等」の公布・施行（公布：令和4年12月、施行：令和6年4月）
 - ・正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律
 - ・障害者等の地域生活や就労支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等を目的とします。

2 計画の性格と位置づけ

- ◇本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定（「市町村障害者計画」）及び「障害者総合支援法」第88条の規定（「市町村障害福祉計画」）、「児童福祉法」第33条の20の規定（「市町村障害児福祉計画」）に基づき策定するものです。
- ◇『第2次秩父市総合振興計画』を上位計画とする、『第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画』の部門別計画です。福祉・保健・医療分野という最も身近な生活に関連する個別計画の1つとして、障がいのある人の福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくり等の分野と連携した、地域社会の課題解決に向けた計画として策定しています。
- ◇国の『障害者基本計画（第5次）』、県の『第7期埼玉県障害者支援計画』（仮称）との整合を図った計画としています。

『秩父市障がい者福祉計画』の位置づけ



3 計画の期間

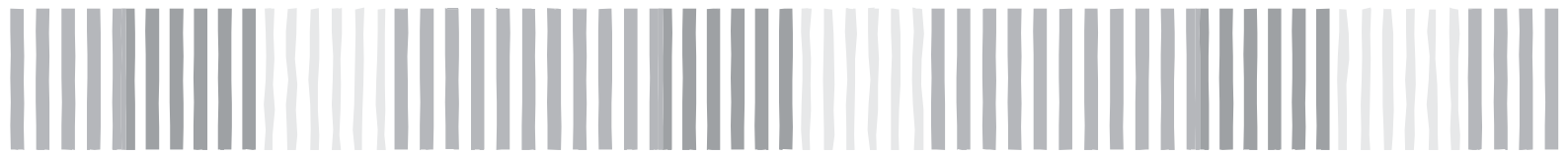
本計画は、「障害者基本法」に基づく障害者計画と、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定するものです。「障害者総合支援法」に基づく障害福祉計画は、厚生労働省が示す「基本指針」が定めるところにより第六期計画が令和5年度で終了することから、「第七期秩父市障がい福祉計画」の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

また、「児童福祉法」に基づく障害児福祉計画である「秩父市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間が第三期計画期間となります。

なお、策定後の福祉・保健・医療等の制度改正、社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

『秩父市障がい者福祉計画』の計画期間

年度	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
障がい者 福祉計画	第六期計画			第七期計画		



第2章 秩父市の障がいのある人をめぐる状況

1 障がいのある人等の状況

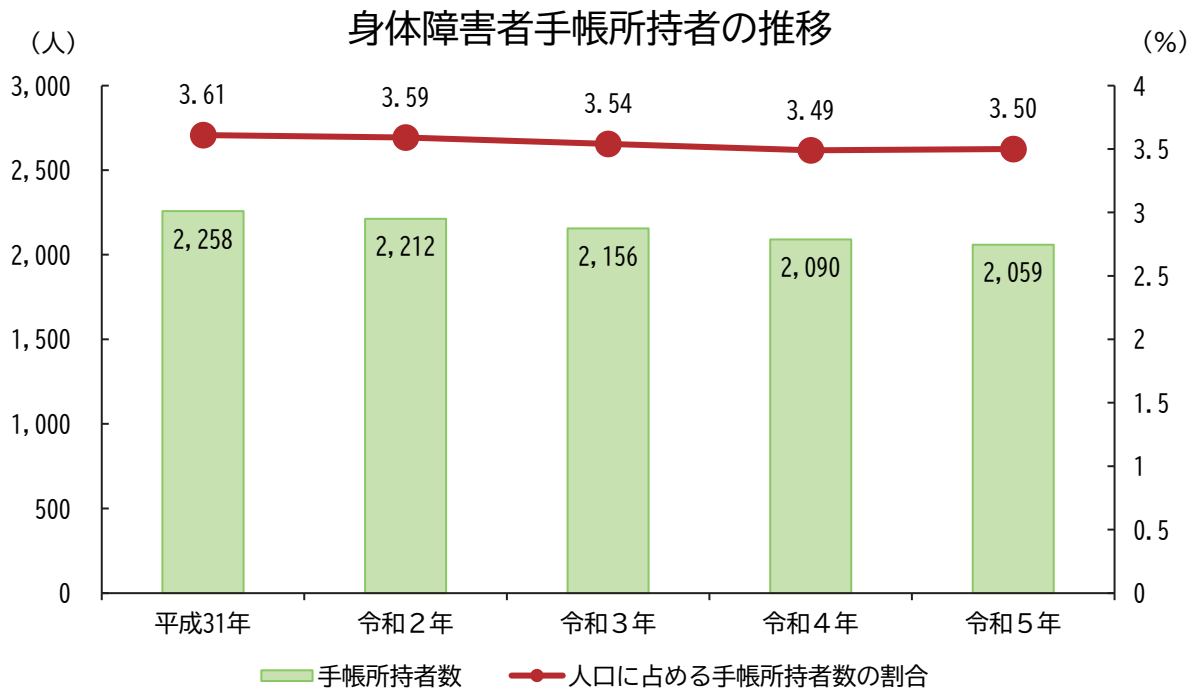
(1) 身体障がい者の状況

近年、秩父市の人口は減少が続いている一方で、身体障害者手帳を所持している人の数は微減傾向となっており、手帳所持者の人口に対する割合も微減傾向にあります。令和5年では、手帳所持者数は2,059人で、人口に占める割合は3.50%となっています。

身体障害者手帳所持者数

(各年3月31日現在)

	人口 (人)	所持者数 (人)	割合 (%)
平成31年	62,513	2,258	3.61
令和2年	61,667	2,212	3.59
令和3年	60,829	2,156	3.54
令和4年	59,879	2,090	3.49
令和5年	58,892	2,059	3.50



障がい種別でみると、「肢体不自由」が996人と最も多く、全体の48.4%と半数近くを占めています。

身体障害者手帳所持者の障がい種別からみた障がい種別状況
(令和5年3月31日現在)

	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合 計
所持者数 (人)	144	167	26	996	726	2,059
割合 (%)	7.0	8.1	1.3	48.4	35.2	

等級別でみると、「1級」が704人で全体の34.2%を占め、「2級」の255人(12.4%)と合わせると、「重度」(1、2級)が959人(46.6%)となり、「第六期計画」時の割合(47.6%)より1.0ポイント減少しています。

身体障害者手帳所持者の総合等級からみた障がい種別状況
(令和5年3月31日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
所持者数 (人)	704	255	340	498	139	123	2,059
割合 (%)	34.2	12.4	16.5	24.2	6.7	6.0	

(2) 知的障がい者の状況

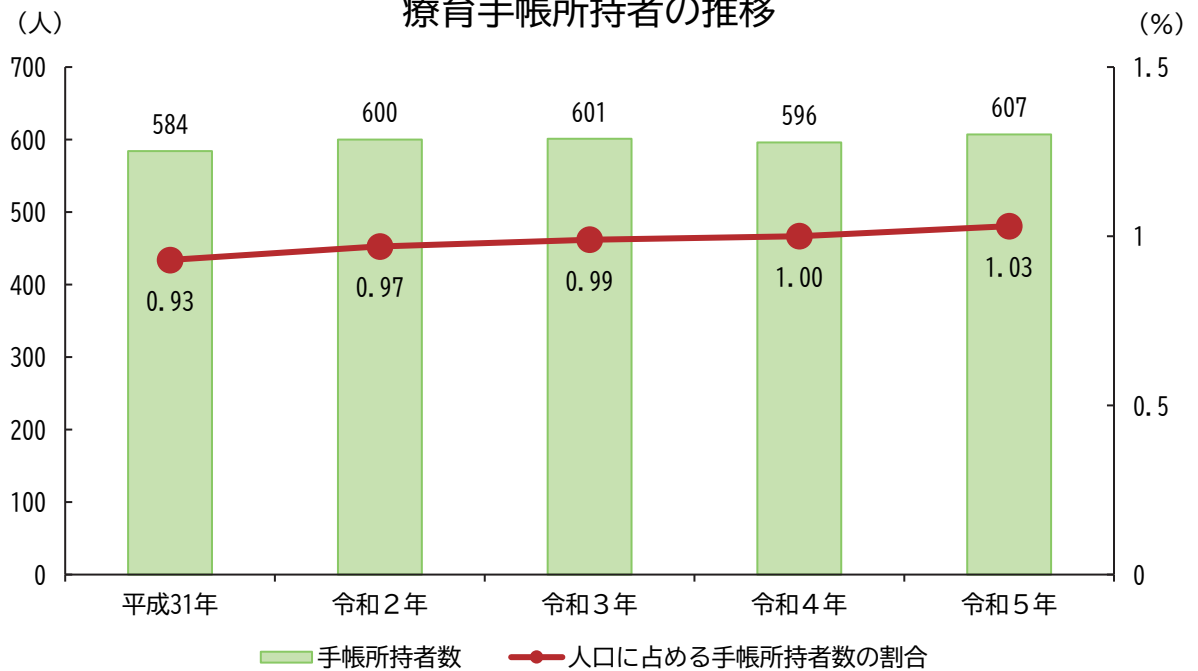
療育*手帳を所持している人の数は、近年増加傾向にあり、令和5年は607人で、人口に占める割合は1.03%となっています。人口に占める割合も年々増加してきています。

療育手帳所持者数

(各年3月31日現在)

	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)
平成31年	62,513	584	0.93
令和2年	61,667	600	0.97
令和3年	60,829	601	0.99
令和4年	59,879	596	1.00
令和5年	58,892	607	1.03

療育手帳所持者の推移



程度区分をみると、「B」(中度)が最も多く、全体の34.8%となっています。

療育手帳所持者の程度区分状況

(令和5年3月31日現在) 単位:人

	㊤ (最重度)	A (重度)	B (中度)	C (軽度)	合計
18歳未満	14	13	18	63	108
18歳以上	93	128	193	85	499
合計 (割合)	107 (17.6%)	141 (23.2%)	211 (34.8%)	148 (24.4%)	607

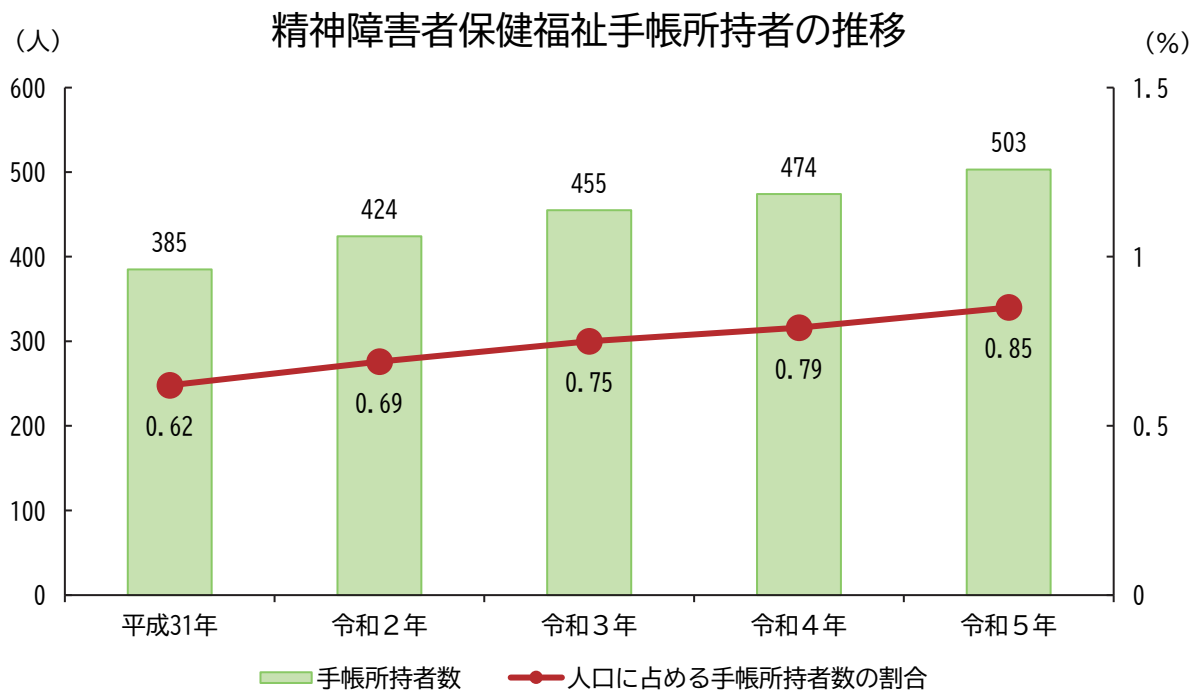
(3) 精神障がい者等の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、近年増加傾向にあり、令和2年から79人増加して令和5年では503人で、人口に占める割合は0.85%となっています。

また、自立支援医療費（精神通院）受給者数も増減はあるものの基本的には増加傾向にあり、令和5年では800人で、人口に占める割合は1.36%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療費(精神通院)受給者数
(各年4月1日現在)

	人口(人)	所持者数(人)	割合(%)	自立支援医療費 支給決定者数(人)	割合(%)
平成31年	62,513	385	0.62	655	1.05
令和2年	61,667	424	0.69	688	1.12
令和3年	60,829	455	0.75	805	1.32
令和4年	59,879	474	0.79	805	1.34
令和5年	58,892	503	0.85	800	1.36



等級別でみると、「2級」が最も多く、全体の62.4%となっています。

「精神障害者保健福祉手帳」所持者の等級別状況

(令和5年4月1日現在) 単位：人

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	2	3	1	6
18～39歳	1	83	50	134
40～64歳	22	164	85	271
65歳以上	15	64	13	92
合計	40	314	149	503

自立支援医療受給者を疾患別でみると、「統合失調症*等」が最も多く、令和5年は157人です。次いで「気分障害（うつ病、躁病など）」が多く、令和5年では153人となっています。埼玉県を集計の都合から「その他」が多くなっていますが、傾向は概ね変わっていません。

自立支援医療（精神通院）受給者の疾病状況

(各年4月1日現在) 単位：人

疾病名	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
症状性を含む器質性精神障害（認知症など）	8	12	18	7	13
精神作用物質（アルコール、薬物等）使用による精神及び行動の障害	3	5	7	9	10
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	88	188	178	120	157
気分障害（うつ病、躁病など）	87	129	140	123	153
てんかん	27	34	35	33	32
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	36	59	69	59	65
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	4	1	1	2	1
成人の人格及び行動の障害	4	3	7	1	7
精神遅滞	6	8	18	10	12
心理的発達の障害	10	11	14	16	13
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	3	9	10	9	9
その他	379	229	308	416	328
合計	655	688	805	805	800

(4) 難病*患者の状況

指定難病等の医療給付を受けている人の数については、増減を繰り返しながらおおむね一定程度で推移しています。

指定難病等医療給付受給者数
(各年3月31日現在) 単位：人

	指定難病医療給付	小児慢性特定疾病 医療給付	先天性血液凝固因子 欠乏症等医療給付 ^{*1)}	合計
平成31年	440	42	7	489
令和2年	440	47	8	495
令和3年	478	46	8	532
令和4年	448	51	8	507
令和5年	442	46	8	496

*1：先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付は各年4月1日現在の人数。

「障害者総合支援法」における「難病等」の範囲は、令和3年11月から366疾病を対象としています。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月23日に成立し、医療費助成の対象疾病数は令和3年11月には338疾病となりました。小児慢性特定疾病は令和5年10月に856疾病となっています。

疾患別でみると、令和5年では、「潰瘍性大腸炎」(47人)、「パーキンソン病」(39人)、「全身性エリテマトーデス」(38人)、「全身性強皮症」(24人)、「原発性胆汁性胆管炎」(24人)等が多くなっています。

指定難病等医療給付受給者の疾病別状況
(各年3月31日現在) 単位：人

難病名	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
筋萎縮性側索硬化症	6	7	6	5	3
脊髄性筋萎縮症	0	0	0	2	2
原発性側索硬化症	1	1	1	1	1
進行性核上性麻痺	0	0	6	4	4
パーキンソン病	43	41	36	36	39
大脳皮質基底核変性症	0	0	1	2	0
ハンチントン病	1	1	1	1	1
重症筋無力症	14	14	16	13	11
多発性硬化症／視神経脊髄炎	12	12	11	12	13
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	1	1	1	1
封入体筋炎	1	1	1	0	0
多系統萎縮症	14	11	12	9	9
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	8	8	8	7	7
ライソゾーム病	0	1	1	2	2
ミトコンドリア病	2	2	2	2	2
もやもや病	13	16	19	17	17
プリオン病	0	1	1	1	1
全身性アミロイドーシス	1	0	1	1	2

第2章 秩父市の障がいのある人をめぐる状況

難病名	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
神経線維腫症	2	1	1	1	1
天疱瘡	2	4	3	3	4
膿疱性乾癬（汎発型）	1	1	1	1	1
高安動脈炎	2	2	2	3	3
結節性多発動脈炎	1	0	0	0	0
顕微鏡的多発血管炎	5	5	6	6	7
悪性関節リウマチ	1	1	2	1	1
バージャー病	1	0	0	0	0
全身性エリテマトーデス	37	43	41	39	38
皮膚筋炎／多発性筋炎*1	35	32	15	15	15
全身性強皮症*1			24	26	24
混合性結合組織病	8	8	8	9	9
シェーグレン症候群	5	5	5	6	6
成人スチル病	1	1	1	1	1
再発性多発軟骨炎	1	1	1	1	1
ベーチェット病	10	9	11	9	9
特発性拡張型心筋症	8	6	6	5	4
肥大型心筋症	1	0	0	1	1
再生不良性貧血	5	5	5	4	2
特発性血小板減少性紫斑病	13	11	15	12	10
原発性免疫不全症候群	1	2	2	2	3
IgA腎症	1	0	1	2	0
多発性嚢胞腎	3	3	5	5	3
黄色靱帯骨化症	3	2	3	3	3
後縦靱帯骨化症	6	11	8	3	3
広範脊柱管狭窄症	3	3	5	2	2
特発性大腿骨頭壊死症	13	9	13	8	7
下垂体性ADH分泌異常症	0	0	1	2	3
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	0	0	1	2	2
下垂体前葉機能低下症	0	0	3	2	5
先天性副腎皮質酵素欠損症	0	1	1	1	1
サルコイドーシス	14	17	16	14	13
特発性間質性肺炎	4	8	6	6	6
肺動脈性肺高血圧症	1	1	1	1	1
慢性血栓栓性肺高血圧症	3	4	5	3	4
リンパ管筋腫症	1	1	1	1	1
網膜色素変性症	7	8	9	9	8
特発性門脈圧亢進症	1	1	1	1	1
原発性胆汁性胆管炎	29	27	26	24	24
自己免疫性肝炎	8	7	7	5	4
クローン病	20	19	21	22	22
潰瘍性大腸炎	52	44	46	44	47
先天性ミオパチー	1	1	1	1	1
筋ジストロフィー	3	2	2	2	2

難病名	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ウィルソン病	0	0	0	1	1
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	0	0	1	0
一次性ネフローゼ症候群	3	6	8	9	9
強直性脊椎炎	1	1	2	2	2
後天性赤芽球癆	1	1	2	2	2
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	0	0	1
IgG4関連疾患	1	1	1	3	2
レーベル遺伝性視神経症	0	1	1	1	1
好酸球性副鼻腔炎	1	1	4	3	4
シトリン欠損症	1	1	1	1	1
特発性多中心性キャッスルマン病	0	1	1	0	0
スモン	1	1	1	1	1
原発性慢性骨髄線維症	0	1	1	0	0
合計	655	688	805	805	800

注：5年間で1人でも給付のあった疾病のみを記載。

*1：令和2年以前は全身性強皮症／皮膚筋炎／多発性筋炎として集計。

「小児慢性特定疾病」医療給付の受給者数は、令和5年では合計46人となっています。疾病別では、「慢性心疾患」（8人）、「慢性消化器疾患」（8人）が多くなっています。

小児慢性特定疾病医療給付受給者の疾病別状況

(各年4月1日現在) 単位：人

疾患群名	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
悪性新生物	4	5	4	5	3
慢性腎疾患	3	5	4	4	2
慢性呼吸器疾患	3	3	4	4	4
慢性心疾患	7	6	6	7	8
内分泌疾患	9	8	6	6	4
膠原病	0	0	0	0	1
糖尿病	4	5	5	5	4
先天性代謝異常	2	2	3	3	2
血液疾患	2	2	2	2	1
神経・筋疾患	3	4	4	5	6
慢性消化器疾患	3	5	6	8	8
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候	1	1	1	1	2
脈管系疾患	1	1	1	1	1
合計	42	47	46	51	46

注：5年間で1人でも給付のあった疾患群のみを記載。

(5) 障害支援区分認定の状況

令和5年6月末日現在の障害支援区分認定の状況は、次のとおりです。

「障害支援区分」の認定の状況

(令和5年6月末日現在) 単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	2	8	6	8	18	28	70
知的障がい	6	28	28	50	50	67	229
精神障がい	2	30	16	6	4	0	58
難病等	0	0	0	0	1	1	2
合計	10	66	50	64	73	96	359

注：障害者総合支援法においては、平成26年4月1日より、従来の「障害程度区分」から、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更されています。

(6) 埼玉県立秩父特別支援学校*在籍者数

(令和5年5月1日現在) 単位：人 ※()内数字は「再掲」

	小学部						中学部			高等部		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
知的障がい	2	5	5	7	8	10	7	13	7	14	15	15
肢体不自由	0	0	2	1	0	2	2	4	1	2	4	1
医療的ケアを必要とする者						(1)		(1)			(4)	
合計	2	5	7	8	8	12	9	17	8	16	19	16

合計 127人

(7) 市立小中学校の特別支援学級*在籍者数

(令和5年5月1日現在) 単位：人

	小学生						中学生		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
知的	5	12	11	11	13	13	8	9	13
情緒	7	9	4	9	9	7	6	5	8
病弱・身体衰弱	1	0	1	0	1	1			
肢体不自由	0	1	2	0	0	0			
合計	13	22	18	20	23	21	14	14	21

合計 166人

2 障がい福祉サービスの状況

(1) 障がい福祉サービス別の受給状況

指定障害福祉サービスと相談支援のサービス別の令和5年9月の支給決定者数と受給者数は、次のとおりです。

障がい福祉サービス別支給決定者・受給者数

単位：人

サービス機能	サービス種類	支給決定者数	受給者数
訪問系サービス	居宅介護	105	85
	重度訪問介護	4	3
	同行援護	12	7
	行動援護	30	13
	重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系サービス	短期入所	77	25
	生活介護	201	189
	療養介護	8	8
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	22	20
	宿泊型自立訓練	8	6
	就労移行支援	10	8
	就労継続支援（A型）	9	9
	就労継続支援（B型）	193	176
	就労定着支援	2	2
居住系サービス	自立生活援助	5	5
	共同生活援助（グループホーム）	102	95
	施設入所支援	72	69
相談支援サービス	計画相談支援	500	500
	地域移行支援	1	1
	地域定着支援	0	0
	障害児相談支援	81	81
合 計		1,442	1,302

(2) 障がい児通所支援サービスの状況

秩父市には児童発達支援事業所が2か所あり、また、放課後等デイサービス事業所が5か所設置されています。障がい児通所支援サービスのサービス別の令和5年9月の支給決定者数と受給者数は、次のとおりです。

障がい児通所サービス別支援給付決定者・受給者

単位：人

サービス種類	支給決定者数	受給者数
児童発達支援	68	62
放課後等デイサービス	85	75
合 計	153	137

3 「第六期計画」の成果目標の達成状況

「第六期障がい者福祉計画」では、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活への移行と就労支援に関する目標をそれぞれ定め、令和5年度を最終目標年度として取り組むことが求められました。

(1) 「施設入所者の地域生活への移行」に関する目標

【第六期計画の目標】

本市では令和元年度末時点の施設入所者数の6%（国の方針）に近い4人を地域に移行させることとし、国の方針である施設の入所者数の削減については県の方針に従い設定しないこととしました。

入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標と実績

項目	目標	実績	備考
地域生活移行者数	4人	8人	実績は令和3年度～令和4年度の累積値

【目標達成のための今後の課題】

地域に居住の場を確保し、福祉施設からの地域生活を定着させるためには、障がいのある人が地域生活を送る上で必要な生活習慣や生活能力を身に付けるための支援を重視し、入所している段階からそれらに積極的に取り組んでいくことが必要です。

併せて、地域生活において一人ひとりの希望や特性に合った日中活動や、「住まいの場」であるグループホームなどの確保が必要となります。そのためには、地域住民の理解を進め、地域ぐるみで障がいのある人の地域生活を支えていくことが大切だと考えています。

(2) 精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

【第六期計画の目標】

国の考え方は、「長期入院」への対応を進めること等を念頭に、令和5年度末までにすべての市町村に保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を設置することとしていました。本市においては、これに沿って精神障がい（発達障がい*・高次脳機能障がい*を含む）にも対応した「地域包括ケアシステム」構築の成果目標を以下のように設定しました。

精神障がい者にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に関する目標と実績

項目	目標	実績	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会等）の数	1か所	1か所	
上記協議の場の年間開催回数	1回	1回	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【第六期計画の目標】

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点について、令和5年度末までに秩父圏域に少なくとも一つの拠点等を整備することを検討するとしました。

地域生活支援拠点等の整備に関する目標と実績

項目	目標	実績	備考
令和5年度末までの設置数	1か所	0か所	
運用状況検証・検討の回数	年1回	0回	

【目標達成のための今後の課題】

第六期計画期間中の設置に向け、横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町とともに秩父地域自立支援協議会*において協議を進めました。求められる5つの機能を実現する物理的な拠点を整備するのではなく、既存の資源を有効に活用できる面的整備型の地域生活支援拠点の整備を進めることとし、相談、緊急時の受け入れ、体験の場の確保について、令和5年度末までに整備する計画です。

また、緊急時の受け入れを実効性のある機能とするため、いつでも受け入れ可能な一時受け入れ施設の整備について検討が必要です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【第六期計画の目標】

令和5年度に「就労移行支援」事業等を利用して福祉施設から一般就労する人の数は、国が提示した令和元年度実績の1.27倍以上を満たす約1.33倍として8人と設定しました。

また、就労定着率8割以上の事業所の割合については、市内に就労定着支援事業所が開設された場合を条件に目標を設定しました。

福祉施設から一般就労への移行に関する目標と実績

項目	目標	実績	備考
一般就労移行者数	8人	5人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
一般就労移行者のうち、就労移行支援事業の利用者の数	3人	2人	令和5年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数
一般就労移行者のうち、就労継続支援事業A型の利用者の数	1人	1人	令和5年度に就労継続支援事業A型を利用し、一般就労する人の数
一般就労移行者のうち、就労継続支援事業B型の利用者の数	4人	2人	令和5年度に就労継続支援事業B型を利用し、一般就労する人の数
一般就労移行者のうち「就労定着支援事業」の利用者の割合	6人	2人	市内に「就労定着支援」実施事業所が開設されなかったため、市外施設の利用者のみ
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	0%	市内に「就労定着支援」実施事業所が開設されなかったため、実績なし

【目標達成のための今後の課題】

障がいのある人の一般就労を促進するためには、コーディネーターによる雇用の場の開拓を進めるほか、「職場適応援助者（ジョブコーチ）*」の派遣や能力開発、訓練・実習の機会の拡充に努める必要があります。また、事業所や公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等の福祉・労働の関係機関との連携体制を整備し充実させること等、一般就労に向けた総合的な支援システムを機能させていく必要があります。

また、一般就労後も生活面も含めこまめに様子を確認するなどして仕事への悪影響を防ぎ、離職を未然に防ぐことが職場定着率のさらなる向上につながると考えます。

秩父障がい者就労支援センター「キャップ」は、これらの課題を解決するために、ちちぶ定住自立圏事業として1市4町が合同で運用しており、障がいのある人の一般就労に成果を上げています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【第六期計画の目標】

障がい児支援の提供体制の整備等として、以下の目標を設定しました。

①「児童発達支援センター」については、秩父圏域であり方について検討し、令和5年度までに共同で1か所設置する。②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスを令和5年度までにそれぞれ1か所設置する。③医療的ケアを必要とする児童に関して、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等による協議の場（協議会等）を令和5年度末までに1か所設置する。

障がい児支援の提供体制の整備に関する目標

項目	目標	実績
「児童発達支援センター」設置数	1か所	0か所
主に重症心身障がい児を支援する「児童発達支援」の事業所設置数	1か所	0か所
主に重症心身障がい児を支援する「放課後等デイサービス」の事業所設置数	1か所	0か所
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等による協議の場（協議会等）の数	1か所	1か所
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置（有無）	有	有

【目標達成のための今後の課題】

児童発達支援センターは地域の中核となる障がい児の通所施設として、障がいの種別に関わらず専門性を活かした支援が求められます。このため、理学療法士等の専門職を配置する施設が多く、埼玉県内に設置された児童発達支援センター26か所（令和5年3月1日現在）のうち、20か所が専門職を配置しています。令和3年度から地域内に在住在勤の専門職を対象に療育指導に関する研修事業を実施しており、一定数の専門職を養成できたことから、今後は児童発達支援センターの合同設置に向けて、養成した専門職の活用も含めて1市4町で協議を進めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【第六期計画の目標】

相談支援体制の充実・強化等として、基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制の強化に努めることを目標に設定しました。

相談支援体制の充実・強化に関する目標と実績

項目	目標	実績
総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制強化を実施する体制の有無	有	有

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する体制の構築

【第六期計画の目標】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する体制の構築として、埼玉県で実施する障害福祉サービス研修やその他の研修への積極的な参加を図ることを目標に設定しました。

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する体制の構築

項目	目標	実績
令和5年度末までに障害福祉サービス等の「質」を向上させるための取り組みの有無	有	有

4 「第六期計画」の障がい福祉サービスの見込みと実績

(1) 訪問系サービス

サービス区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	実績	実施率	見込み	実績	実施率	見込み	実績(見込)	実施率
訪問系サービス	時間/月	1,350	1,390	103.0%	1,350	1,103	81.7%	1,350	1,070	79.3%
(実利用人数)	人/月	140	129	92.1%	140	117	83.6%	140	100	71.4%

(2) 日中活動系サービス

サービス区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	実績	実施率	見込み	実績	実施率	見込み	実績(見込)	実施率
①生活介護	人日/月	3,600	3,734	103.7%	3,700	3,732	100.9%	3,800	3,719	97.9%
(実利用人数)	人/月	190	204	107.4%	195	191	97.9%	200	195	97.5%
②自立訓練(機能訓練)	人日/月	20	0	0.0%	20	0	0.0%	20	0	0.0%
(実利用人数)	人/月	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
③自立訓練(生活訓練)	人日/月	260	261	100.4%	260	258	99.2%	260	289	111.2%
(実利用人数)	人/月	25	23	92.0%	25	18	72.0%	25	20	80.0%
④就労移行支援	人日/月	230	248	107.8%	240	155	64.6%	250	142	56.8%
(実利用人数)	人/月	15	13	86.7%	16	9	56.3%	17	12	70.6%
⑤就労継続支援(A型)	人日/月	90	112	124.4%	180	163	90.6%	220	160	72.7%
(実利用人数)	人/月	4	6	150.0%	8	9	112.5%	10	9	90.0%
⑥就労継続支援(B型)	人日/月	3,000	2,962	98.7%	3,100	3,005	96.9%	3,200	3,124	97.6%
(実利用人数)	人/月	165	171	103.6%	170	174	102.4%	175	190	108.6%
⑦就労定着支援	人/月	1	3	300.0%	1	3	300.0%	1	2	200.0%
⑧療養介護	人/月	8	8	100.0%	8	8	100.0%	8	8	100.0%
⑨短期入所(福祉型)	人日/月	310	253	81.6%	310	184	59.4%	310	252	81.3%
(実利用人数)	人/月	46	21	45.7%	46	20	43.5%	46	31	67.4%
⑨短期入所(医療型)	人日/月	70	2	2.9%	70	5	7.1%	70	11	15.7%
(実利用人数)	人/月	10	1	10%	10	1	10%	10	3	30%

(3) 居住系サービス

サービス区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	実績	実施率	見込み	実績	実施率	見込み	実績(見込)	実施率
①自立生活援助	人/月	1	2	200.0%	1	5	500.0%	1	5	500.0%
②共同生活援助	人/月	100	87	87.0%	100	96	96.0%	100	93	93.0%
③施設入所支援	人/月	65	67	103.1%	65	67	103.1%	65	68	104.6%

(4) 相談支援サービス

サービス区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	実績	実施率	見込み	実績	実施率	見込み	実績(見込)	実施率
①計画相談支援	人/月	470	458	97.4%	470	494	105.1%	470	418	88.9%
②地域移行支援	人/月	1	1	100.0%	0	1	100.0%	1	1	100.0%
③地域定着支援	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
④障害児相談支援	人/月	60	70	116.7%	60	66	110.0%	60	76	126.7%

(5) 障がい児通所支援

サービス区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	実績	実施率	見込み	実績	実施率	見込み	実績(見込)	実施率
①児童発達支援	実利用者数	60	71	118.3%	60	53	88.3%	60	66	110.0%
②放課後等デイサービス	実利用者数	60	65	108.3%	60	64	106.7%	60	80	133.3%

※「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」は、計画目標共にゼロ。

(6) 障がい児支援事業

サービス区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	実績	実施率	見込み	実績	実施率	見込み	実績(見込)	実施率
①配置人数	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(7) 地域生活支援事業

サービス区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	実績	実施率	見込み	実績	実施率	見込み	実績(見込)	実施率
①理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
②自発活動支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
③相談支援事業										
障がい者相談支援事業	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
基幹相談支援センター	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
相談支援機能強化事業	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
住居入居等支援事業	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
④成年後見制度*利用支援事業	人/年	7	8	114.3%	7	10	142.9%	7	10	142.9%
⑤成年後見制度法人後見支援事業	件/年	37	30	81.1%	37	24	64.9%	37	30	81.1%
⑥意思疎通支援事業										
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	120	68	56.7%	120	71	59.2%	120	80	66.7%
手話通訳者設置事業	か所	0	0	—	0	0	—	0	0	—
⑦日常生活用具*給付事業										
介護・訓練支援用具	件/年	3	1	33.3%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
自立生活支援用具	件/年	11	11	100.0%	11	2	18.2%	11	1	9.1%
在宅療養等支援用具	件/年	6	4	66.7%	6	4	66.7%	6	2	33.3%
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	8	80.0%	10	12	120.0%	10	5	50.0%
排泄管理支援用具	件/年	1,600	1,565	97.8%	1,600	1,338	83.6%	1,600	1,479	92.4%
居宅生活動作補助用具	件/年	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
⑧手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	—	有	無	—	有	無	—
⑨移動支援事業	人/年	700	905	129.3%	700	889	127.0%	700	848	121.1%
	時間/年	4,000	2,130	53.3%	4,000	2,094	52.4%	4,000	2,521	63.0%

サービス区分	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	実績	実施率	見込み	実績	実施率	見込み	実績(見込)	実施率
⑩地域活動支援センター事業										
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	登録者数	176	184	104.5%	176	191	108.5%	176	189	107.4%
地域活動支援センターⅡ型	事業所数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	登録者数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	登録者数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
⑪任意事業（その他の事業）										
生活支援事業（訪問入浴サービス）	人/月	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	2	66.7%
日中一時支援事業	人/年	190	98	51.6%	200	67	33.5%	200	71	35.5%

（８）障がい児の子ども・子育て支援等

種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	実績	実施率	見込み	実績	実施率	見込み	実績(見込)	実施率
幼稚園	人	2	2	100.0%	2	3	150.0%	2	1	150.0%
保育所	人	9	9	100.0%	9	10	111.1%	9	11	122.2%
認定こども園	人	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	3	150.0%
放課後児童健全育成事業	人	20	17	85.0%	20	7	35.0%	20	17	85.0%

※利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）

（９）事業の実施に関する支出

種別	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		見込み	決算値	実施率	見込み	決算値	実施率	見込み	予算値	実施率
障害者福祉費	百万円	430	361	84.0%	440	355	80.7%	450	355	78.9%
障害者自立支援給付費	百万円	1,600	1,683	105.2%	1,650	1,733	105.0%	1,700	1,815	106.8%

5 障がい福祉に関するアンケート結果の概要

計画の策定にあたり、障がいのある人（障がい児を含む）の生活実態や障がい福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握し、検討の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

なお、調査結果については、市ホームページでご覧いただくことができます。
<http://www.city.chichibu.lg.jp/>

(1) 調査設計

① 調査対象者

市内在住の各障害者手帳所持者及び指定難病等医療受給者の中から、無作為に下記の人数を抽出しました。

1) 身体障害者手帳所持者	637人	
2) 療育手帳所持者	190人	
3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	149人	
4) 指定難病等医療受給者	20人	合計996人

② 調査方法

郵送による配付・回収

③ 調査期間

令和5年7月20日（木）～8月11日（金）

④ 調査内容

① 年齢・性別・ご家族などについて	⑥ 相談相手について
② 障がい等の状況について	⑦ 権利擁護について
③ 住まいや暮らしについて	⑧ 災害時の避難等について
④ 日中活動や就労について	⑨ 希望・要望について(自由記述方式)
⑤ 障害福祉サービス等の利用について	

(2) 回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
全 体	996	514	51.6%

(3) 調査結果のまとめ

この項では、「身体障害者手帳」所持者を「身体障がい者」、「療育手帳」所持者を「知的障がい者」、「精神障害者保健福祉手帳」所持者を「精神障がい者」、難病医療受給者を「難病患者」と表記しています。

■回答者の属性

一緒に暮らしている人

「一緒に暮らしている人」については、全体と身体障がい者及び難病患者では「配偶者（夫または妻）・パートナー」が、知的、精神障がい者では「父母（配偶者の父母を含む）」がそれぞれ最も多くなっています。

介助してくれる方の年齢・健康状態

「主な介助者の年齢」については、全体結果、各種障がいでは「40歳～64歳」が、難病患者では「65歳～74歳」がそれぞれ最も多くなっています。

「主な介助者の健康」については、全体結果、各障がい・難病患者共に「ふつう」が最も多くなっていますが、知的障がい者では「よい」が比較的多く40%以上を占めており、特徴的になっています。

家族からの介助が難しくなったらと考えたときの不安

「家族からの介助が難しくなったらと考えたときの不安」については、全体と身体、精神障がい者及び難病患者では「外出の手段、機会が減ること」が、知的障がい者では「生活に必要なお金の問題」がそれぞれ最も多くなっています。

■住まいや暮らしについて

将来、地域で生活したいか

「将来、地域で生活したいか」については、全体結果、各障がい・難病患者共に「家族と一緒に地域で生活したい」が最も多くなっています。

次いで多い回答は、「無回答」を除くと、全体と身体障がい者では「地域の一般の住宅で一人暮らしをしたい」が、知的障がい者では「グループホームなどを利用して地域で生活したい」が、精神障がい者では「特に地域で生活したいと思わない」が、難病患者では「施設などで生活したい」がそれぞれ多くなっています。

地域で生活するためにあれば良いと思う支援

「地域で生活するためにあれば良いと思う支援」については、全体結果、各障がい・難病患者共に「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

次いで多い回答は、全体では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が、身体障がい者、難病患者では「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が、知

的、精神障がい者では「相談対応等の充実」がそれぞれ多くなっています。

■日中活動や就労について

1週間の外出頻度

「1週間の外出頻度」については、全体と身体、精神障がい者及び難病患者では「1週間に数回外出する」が、知的障がい者では「毎日外出する」がそれぞれ最も多くなっています。

外出する際の主な同伴者

「外出する際の主な同伴者」については、全体と身体、精神障がい者及び難病患者では「ひとりで外出する」が、知的障がい者では「父母・祖父母・兄弟姉妹」がそれぞれ最も多くなっています。

外出時の困りごと

「外出時の困りごと」については、「無回答」を除くと、全体では「公共交通機関が少ない・ない」が、身体障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」が、知的障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」が、精神障がい者では「外出にお金がかかる」と「発作など突然の身体の変化が心配」、「困った時にどうすればいいのか心配」が、難病患者では「公共交通機関が少ない・ない」と「障がい者用駐車スペースが少ない」、「外出にお金がかかる」がそれぞれ最も多くなっています。

地域の行事や活動への参加

「地域の行事や活動への参加」については、全体結果、各障がい・難病患者共に「参加していない」が最も多くなっています。次いで、身体障がい者では、「自治会活動・祭りなどの地域の活動」「趣味やスポーツなどのサークル活動」が、知的障がい者では「学校・保育園・幼稚園等の行事」「障がい者団体の集会・活動」「自治会活動・祭りなどの地域の活動」が、精神障がい者では「障がい者団体の集会・活動」が、難病患者では「学校・保育園・幼稚園等の行事」が多くなっています。

スポーツや運動の頻度

「スポーツや運動の頻度」については、全体結果、各障がい・難病患者共に「全くやっていない」が、最も多くなっています。しかしながら、身体障がい者、精神障がい者、難病患者は半数以上が「全くやっていない」と回答しているのに対し、知的障がい者で「全くやっていない」と回答したのは4割弱であり、月に1日以上運動していると回答した知的障がい者の割合は4割強となっています。

スポーツや運動をするときに困ること

「スポーツや運動をするときに困ること」については、「無回答」を除くと、全体、

身体障がい者、精神障がい者、難病患者では「障がいや体調について不安がある」が、知的障がい者では「一緒にスポーツや運動をする仲間がいない」が最も多くなっています。また、知的障がい者では「スポーツや運動に興味が無い」「運動場所への移動が難しい」の回答も多くなっています。

平日の日中の主な過ごし方

「平日の日中の主な過ごし方」については、全体と身体、精神障がい者及び難病患者では「自宅で過ごしている」が、知的障がい者では「福祉施設、事業所等に通っている」がそれぞれ最も多くなっています。

就労するために必要と思う支援

「就労するために必要と思う支援」については、全体と身体障がい者及び難病患者では「障がい者全般についての職場の理解」が、知的障がい者では「自分の障がいについての上司や同僚の理解」が、精神障がい者では「障がい者全般についての職場の理解」と「自分の障がいについての上司や同僚の理解」がそれぞれ最も多くなっています。

通園・通学する上で困っていること

「通園・通学する上で困っていること」については、全体と知的障がい者では「特に不安に思うことはない」が、難病患者では「生徒や職員の理解が不十分」が、身体障がい者では「通うのが大変」と「相談先がない」、「特に問題はない」がそれぞれ最も多くなっています。

■障がい福祉サービスの利用について

サービスの現在の利用状況と今後の利用意向

【現在の利用状況】

「現在の利用状況」については、「日常生活用具の給付・補装具費の給付」(15.8%)、「介護保険サービス」(9.9%)、「居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援」(9.7%)等となっています。

【今後の利用意向】

「今後の利用意向」については、「居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援」(17.5%)、「行動援護・同行援護・移動支援」(16.1%)、「自立生活援助」(15.6%)等となっています。

■情報収集について

福祉サービス情報などの入手元

「福祉サービス情報などの入手元」については、全体と身体、知的障がい者では「家

族や親戚、友人・知人」が、精神障がい者では「かかりつけの医師や看護師」が、難病患者では「インターネット」がそれぞれ最も多くなっています。

■権利擁護等について

差別や嫌な思いの経験

「差別や嫌な思いの経験」については、全体と身体障がい及び難病患者では「ない」が、知的障がいと精神障がいでは「ある」「少しある」が多くなっています。

また、「経験した場所」については、全体と知的、精神障がい者では「学校・職場」が、身体障がい者では「外出先」が、難病患者では「仕事を探すとき」がそれぞれ最も多くなっています。

「成年後見制度」の認知状況

『「成年後見制度」の認知状況』については、全体と身体、精神障がい者では「内容も名前も知らなかった」が、知的障がい者では「名前も内容も知っていた」がそれぞれ最も多くなっています。難病患者では「名前も内容も知っていた」と「内容も名前も知らなかった」が同数となっています。

「成年後見制度」の利用希望

『「成年後見制度」の利用希望』については、全体結果、各障がい・難病患者共に「わからない」が最も多くなっています。次いで多い回答は、「無回答」を除くと、全体と身体、知的障がい者及び難病患者では「任せてもよい」が、精神障がい者では「一部なら任せてもよい」がそれぞれ多くなっています。

■災害時の避難等について

火事や地震等の災害時に困ること

「火事や地震等の災害時に困ること」については、全体と身体、精神障がい者及び難病患者では「投薬や治療が受けられない」が、知的障がい者では「周囲とコミュニケーションがとれない」がそれぞれ最も多くなっています。

「避難行動要支援者支援制度」の利用（登録）状況

『「避難行動要支援者支援制度」の利用（登録）状況』については、全体結果、各障がい・難病患者共に「知っておらず、利用もしていない」が最も多くなっていますが、難病患者では「利用している」が比較的多く10%以上を占めており、特徴的になっています。

6 ヒアリング調査の概要

秩父市では、本計画の策定にあたり、障がいのある人と関係のある団体及び事業所に対してヒアリング調査を行いました。いただいたご意見等を基に計画を策定しています。

(1) 調査設計

① 調査対象者

秩父郡市内の関係団体8か所、サービス提供事業所33か所 合計41か所

② 調査方法

郵送による配付・郵送による回収

③ 調査期間

令和5年8月10日（木）～8月31日（木）

④ 調査内容

〔関係団体〕

① 団体の活動目的、団体の日常の活動における問題点、今後の課題)
② 文化芸術活動、健康づくり、スポーツなど社会参加に関する取り組み事例、困難な点、必要な市の施策について
③ その他

〔事業所〕

① 提供しているサービスについて
② 職員の過不足の状況や不足している職員の職種について
③ 事業運営上の課題について
④ 事業の新規開始、拡大にあたり重要視する点について
⑤ 今後3年間における新規開始・拡大予定のサービスについて
⑥ 文化芸術活動、健康づくり、スポーツなど社会参加に関する取り組み事例、困難な点、必要な市の施策について
⑦ 障がい福祉サービスへの新規参入促進のために必要と思う事項について
⑧ その他

(2) 回収状況

送付した41か所のうち、33か所から回答をいただきました。その内訳は、関係団体：6団体、サービス事業所：27団体となっています。

(3) 調査結果のまとめ

次ページから、示された主なご意見等の内容を、大まかに取りまとめて記載します。

保護者・家族の高齢化、居住系の施設が少ない

- ・保護者の高齢化により、将来的にグループホームを希望する人が増えている。重度（障がい）や高齢化に対応できるグループホームの増設が急務。
- ・閉居がちで家族以外との関りが少ない当事者を高齢の家族が支援している。ケアの負担は大きく自立に向けた支援に限界を感じる。
- ・医療的ケアを必要とする人を受け入れるグループホームがない（県内にはある）。

障がい者の高齢化

- ・障害者施設で嚥下機能が低下した方への食事形態が全国的に課題。
- ・介護保険サービスへの移行。

人材不足、支援者支援

- ・地域での有償ボランティア的なサポーター（福祉有償運送・移動支援など）の育成や成年後見人の拡充や若い方の人材確保が急務。
- ・携わる人との交流がほぼない。
- ・困難事例の場合でも、1つの事業所で負担を負っている。複数の事業所で関わる仕組みがない。
- ・精神障がい者の対応などでケアマネージャーを支援する仕組みがない。
- ・介護分野と障がい福祉分野の連携が図れていない。情報交換や連携を図る機会が必要。
- ・障がい者を支援する人がいなくなってしまう現状なので、支援する人のサポート体制が必要。

社会参加の機会が少ない

- ・障がい者アートの展示機会を拡大することで、地域の方へ啓発を進める。
- ・横瀬町の「横ラボ」のように官民連携イベントがあれば推進につながる。
- ・社会参加の場所が遠い、スタッフが足りない。
- ・机の上の勉強で理解するのは難しい。社会の中で皆と一緒に生活、行動を共にする機会を増やすことが必要。
- ・健常者も障がい者も関係なく参加できるイベントを開催してほしい。
- ・障がい者同士が交流する場がない。
- ・聴覚障がい者は聴者と比べて情報量が圧倒的に少ないので社会参加の機会が限られてしまう。

障がいの理解・障がい者への理解、虐待防止・権利擁護の推進

- ・虐待防止・権利擁護について事業者・行政の理解や認識に差異が大きい。
- ・精神障がい者への理解が不十分。
- ・各障がいに対する理解不足。子どもの頃から障がいのある方と交流する機会を設け、障がいのある方と普通に接することができる環境を作ることが必要。
- ・障がい者と健常者を分けて考えずみんなに楽しく元気に生きていく権利があるし、共存していかなければならないと考えていくことが大切。
- ・特性理解に関する細やかな社員教育の難しさがある。雇用している障がい者等の話を相談できる仕組みがほしい。

- ・障がいのある人が街中で安心して活動できる雰囲気を作っていく必要がある。
- ・子どもの頃から障がいのある人も「いるのが当たり前」という学習を積めるようにすることが必要。
- ・間違った理解のため障がい者への偏見、差別が生じている。
- ・障がいの抱える問題に関心を持たないなど、社会の中でバリアが存在している。
- ・病気の体験発表を行っているので、行政の人にぜひ聞いてほしい。

障がい者への支援の充実

- ・行動援護事業所が秩父地域で1か所しかないため、強度行動障がいの方の支援が行き届かない、社会参加ができない状況である。
- ・地域での有償ボランティア的なサポーター（福祉有償運送・移動支援など）の育成や成年後見人の拡充や若い方の人材確保が急務。
- ・十分なサービスが提供されないと同居する家族にとって重い負担になる。
- ・意欲ある支援者が苦悩し疲弊する。
- ・障がい者と行動してくれるサービス（福祉有償運送、移動支援など）が少なく、利用したくてもできない。
- ・買い物や旅行など一人では心配な人の移動を支援するような施策が必要。

引きこもり支援の強化

- ・障害福祉サービスにつながっていない引きこもり等のケースが顕在化しても、ケースワークにつなげるのが難しい。また、継続的な把握を誰が行うか不明瞭。
- ・引きこもりの実態（人数など）がわからないため、支援の必要性があっても動けない。
- ・親の障がいへの理解の薄さや障がい者自身が行動することをためらい、長い時間を家で過ごして社会への参加が遅れてしまう。

また、同時に実施したミニアンケート調査の結果から、「職員が不足している」（72%）、
「スタッフの確保」（52%）、「スタッフの人材育成」（24%）、「責任者などの中継人材の確保」（14%）など、福祉サービスの担い手不足が喫緊の課題であることが伺えます。

一方、「新規利用者の獲得が困難」（45%）、「自立支援給付費等の報酬が低い」（24%）、
「利用者一人あたりの利用量が少ない」（14%）など、運営面に関する課題もあることが伺えます。

7 「第七期計画」に向けた課題

本計画を策定するにあたり実施したアンケートやヒアリングにより、地域で取り組まなければならない課題が浮かび上がりました。国等における障がい福祉施策の現状等を踏まえつつ、市の障がい者福祉を推進するため、「第七期障がい者福祉計画」に向けての課題を整理します。

(1) 障がいや障がいのある人に関する理解と啓発、権利の擁護

障がいのある人が暮らしやすい社会をつくるためには、障がいや障がいのある人への地域の理解を進める必要があります。「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消）が施行されたことを踏まえ、交流の機会や広報啓発事業等により、障がいによって社会参加が妨げられることなく、あらゆる人と共生・共存できるような社会づくりをめざしていくことが大切です。特に、幼少期から「障がいのある人もいるのが当たり前」と感じられる教育や活動の推進が求められています。

また、引き続き「障害者虐待防止法」に基づく虐待の防止や早期発見・早期対応が重要であること、「成年後見制度利用促進法」が社会全体で支えあう共生社会の実現を目指していることなどを踏まえ、障がいのある人の権利を擁護するための取り組みをさらに進めていくことが必要になっています。

(2) サービスを担う人材等の養成・確保

障がい福祉サービスを担う人材の確保は、障がい福祉サービス事業者にとって喫緊の課題となっています。サービス従事者は利用者の生命や生活に深く関わる業務を担うことから、より良いサービスの提供には従事者の資質の向上が不可欠です。また、サービス従事者が疲弊して離職することを避けるためには、従事者も安心してサービスに従事できるよう支援する環境の整備が重要です。

さらに、身近な理解者・支援者であるボランティアの育成や、育成後の活動支援についても力を入れていく必要があります。

(3) 地域で安心して生活し続けるための各種機能の充実

障がいのある人や家族の高齢化により、自宅での暮らしや親なき後の生活に不安を持つ方が多くなっています。住み慣れた地域で近所の方と支え合いながら生活していけるよう、地域生活支援拠点等による支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めることが必要となっています。また、引きこもりや精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築により、施設や病院から地域への移行が円滑に行えるよう支援する体制の整備が求められています。

(4) 社会参加の促進、文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がいのある人の社会参加を促進するためには、活動を制限し、社会への参加を制約している制度や観念等の社会的障壁を除去し、障がいの有無にかかわらずその人の能力を発揮しながら、安心して生活できるようにする必要があります。障がいのある人もない人も同じ地域社会で共に暮らし、学び、働く共生社会を実現するため、施設等のバリアフリー*化、意思表示・コミュニケーションを支援するサービスの充実など、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていくことが求められています。

また、文化芸術活動への参加は、障がいのある人の生活や社会を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解を深めることに寄与します。さらに、障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会を作ることで、地域における障がい者スポーツの一層の普及や体力の増強、交流、余暇の充実等が図れます。

(5) 多様化する障がいとニーズに対する支援の充実

障がいの多様化とともに支援ニーズも多岐に渡ることから、さまざまな障がいの特性を踏まえた、幼少期から学齢期、成人期、高齢期に至るまでの一貫した切れ目のない総合的な支援体制の構築・充実が求められています。また、介護保険サービスへの移行を円滑に行うとともに、介護保険第2号被保険者の人が“制度の狭間”に落ちることのないよう、障害福祉サービスの相談支援事業と介護保険サービスの居宅介護支援事業の連携を深めていく必要があります。

さらに、買い物や旅行など地域社会での生活を支えるため、行動援護、移動支援、福祉有償運送など、障がいのある人の外出を支援するサービスを強化していく必要があります。

(6) 障がいのある子どもへの支援の充実

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、障がいのある子どもと家族に対して妊娠期から切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要であるとしています。本市としても、「地域支援体制の構築」、「保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」、「地域社会への参加・包容の推進」といった支援体制の計画的な整備が必要です。

また、特に医療的なケアを必要とする子どもについては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が連携促進に努めることが求められています。

(7) 災害時における安全確保体制の構築・強化


地域住民等の協力により、地域での防災体制の整備は進んでいますが、近年、数十年に一度規模の豪雨災害等が全国で頻発しており、救助・避難に関する体制の見直しが迫られています。

特に、自ら救助を求めることができない人、設備の不便さや周りに迷惑をかけることを心配して避難をためらう人、人工呼吸器等の医療機器の使用が必要な人、また、その家族がいることを理解し、特に医療的ケアが必要な障がいのある人の安全を確保できる体制や環境を構築・強化していくことが急務となっています。

(8) 障がいのある人の家族等への支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活し続ける上で、家族等による支援が必要不可欠となるケースも多くみられ、身体的、精神的な負担が家族等を疲弊させ、その結果、地域生活を継続できなくなることが懸念されています。埼玉県では、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例*」を、令和2年3月31日に公布・施行しています。

障がいのある人が家族等の支援者・介助者と共に地域で安心して生活し続けられるよう、支援者等を孤立させないために、不安やストレス等について気軽に相談できる相談支援や、レスパイトを提供するサービス等の充実が求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

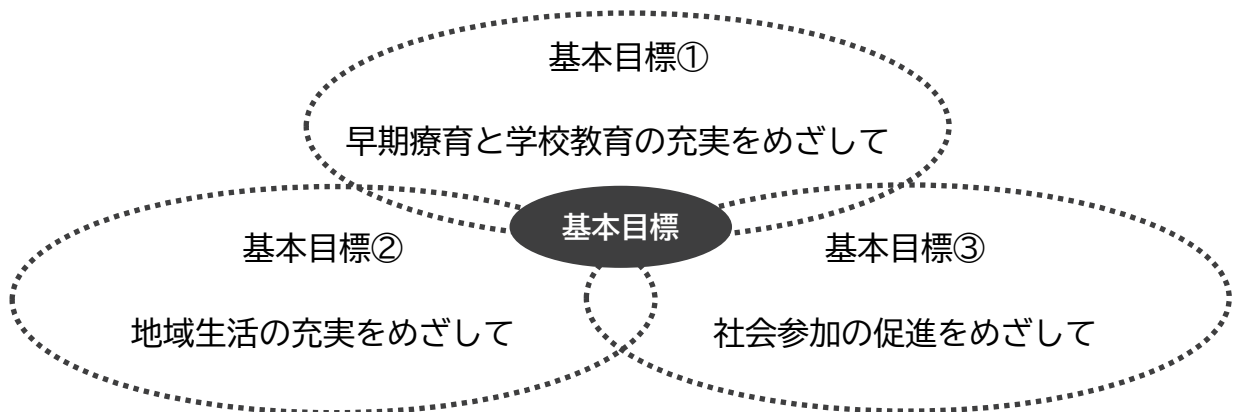
1 計画の基本理念

障がいの有無を問わず誰もが分け隔てなく互いに支え合い、住み慣れた地域の中で安心して自分らしく生活していける地域共生社会の実現をめざして、『第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画』の基本理念「子どもから高齢者まで、すべての人が笑顔にあふれ、誰もがチャンスをつかめるまち」を共有し、障がいのある人等に関する施策の一層の推進を図ることとします。

子どもから高齢者まで、
すべての人が笑顔にあふれ、
誰もがチャンスをつかめるまち

2 計画の基本目標

本計画の基本目標については、「基本理念」の内容を実現するため、ライフステージを考慮し、「早期療育と学校教育の充実をめざして」、「地域生活の充実をめざして」、「社会参加の促進をめざして」の3つとします。



基本目標 1

早期療育と学校教育の充実をめざして

子どもの健やかな成長を育むために、障がいの早期発見・早期療育が大切であることから、成長のあらゆる段階において一人ひとりの個性が尊重されその能力を十分に発揮できるよう、関係機関の協力のもとに、一人ひとりに合った療育指導を充実させます。また、障がいの有無を問わず地域の子どもたちが一緒に成長できる場として、「インクルーシブ保育*」の推進を図ります。

あわせて、学校教育の場で相談・支援体制の充実に努め、地域の教育機関をはじめとする関係機関との連携によって適切な教育を受けられる体制づくりをめざします。

基本目標 2

地域生活の充実をめざして

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、本人の選択・意思決定を尊重しながら適切なサービスが受けられることが必要であることから、障がい福祉に関する情報提供や相談支援事業をさらに推進し、居宅サービスや日中活動サービスをはじめとする障がい福祉サービスを充実させます。

また、障がいのある人の地域生活を支える基盤整備として、支援スタッフの人材確保と資質の向上に努めます。

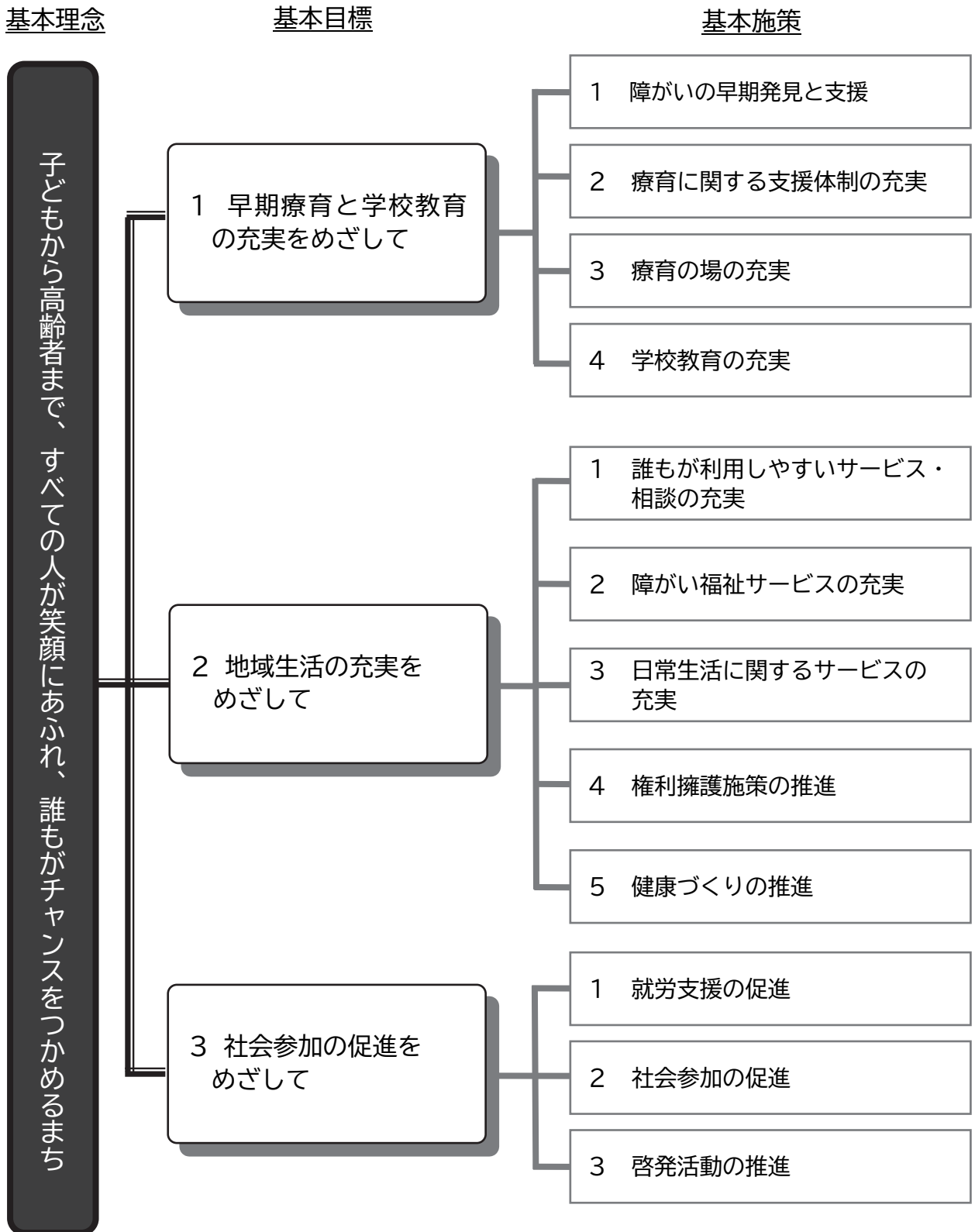
基本目標 3

社会参加の促進をめざして

障がいにかかわらず自分らしい生活を送るためには、経済的活動や社会的活動への参加が重要な要素であることを踏まえて、就労支援に関する関係機関が連携して就労と職場定着への支援を充実させるとともに、企業の障がい者雇用への理解の促進を図ります。

また、障がいのある人が地域活動に参加できる機会を拡大するとともに、地域住民の理解・啓発を進めます。

3 計画の展開（施策の体系）





第4章 施策の展開

基本目標 1 早期療育と学校教育の充実をめざして

基本施策 1 障がいの早期発見と支援

施策名		内容
1	健康診査及び事後指導等の充実	<p>障がいの早期発見・早期療育を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>① 乳幼児健康診査及び事後指導の充実 ② 妊産婦及び新生児、乳幼児を対象とした母子の訪問事業及び健康教育や相談体制の充実 ③ 親子教室、発達・子育て相談等の支援体制の充実</p>
2	保護者への支援	<p>発達支援に関する情報提供や悩みを相談できる支援体制の整備を進めます。</p> <p>① 障がいのある子どもを持つ保護者への相談支援体制の整備 ② 関係団体による、同年代の子どもを持つ親等への障がいに関する啓発や子どもの交流の機会の提供 ③ 発達支援体制等の情報の提供</p>
3	精神疾患の早期発見と支援	<p>思春期から20代半ばが好発時期といわれる精神疾患の早期発見に努めます。また、高次脳機能障がいの人の早期発見・早期対応に努め、障がいの診断、手帳の取得へつなげていきます。</p> <p>① 相談窓口の周知 ② 教職員・生徒・保護者への啓発活動の推進</p>

基本施策 2 療育に関する支援体制の充実

施策名		内容
1	相談事業の充実	<p>子どもの健全な発達を進めるための療育や支援の方法を充実させ、保健、保育、教育等の他分野との連携を図り、地域での一貫した療育の体制を整備・強化します。</p> <p>① 保育所等への巡回支援、育児や発達の相談など「秩父障がい者総合相談支援センターフレンドリー」の機能の充実及び利用促進 ② 小学校入学予定の子どもを対象とした定期就学相談の充実（7月～11月、毎月第3金曜日実施）</p>
2	子どものリハビリテーション*及び医療の充実	<p>子どもを専門とするリハビリテーションや外来の整備を進めるとともに、職員体制の整備や近隣の医療機関との連携により、障がい児のための地域医療の充実に努めます。</p> <p>① 秩父市立病院による障がい児リハビリテーション機能の充実 ② 秩父市立病院の小児科専門外来（内分泌・心臓・神経内科・発達障がい）の充実</p>

基本施策3 療育の場の充実

施策名		内容
1	療育指導等の充実	<p>障がいや発達につまずきのある子どもやその保護者に対し発達支援、子育て支援、療育指導等を実施します。</p> <p>① 児童発達支援の充実 ② 「放課後等デイサービス」の拡充 ③ 保健センター、保育所、幼稚園等の関係機関との連携 ④ 「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築 ⑤ 児童発達支援センター共同設置に向けた協議の実施</p>
2	インクルーシブ保育の推進	<p>障がいや発達につまずきのある子どもが、保育所などの場を通じて地域の子どもと一緒に遊び、共に育つ環境を提供します。</p> <p>① 保育所、認定こども園、学童保育室などの各種保育施設での障がい児受け入れ及び関係機関との連携の充実</p>

基本施策4 学校教育の充実

施策名		内容
1	義務教育等の充実	<p>就学前から学校卒業までを長期的な視点でとらえ、児童生徒一人ひとりの状態に応じた教育支援を行い、児童生徒の社会参加と自立を促進する教育体制を充実させます。</p> <p>① 福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携した個別の教育支援計画*の作成及び実施 ② 学校における教育課程・指導計画・個別の教育支援計画を踏まえた個別の指導計画の作成及び実施 ③ 特別支援教育補助員の役割の明確化及び増員 ④ 特別支援学校及び特別支援学級と通常学級との交流の拡大 ⑤ 特別支援学校と小・中学校や関係機関との総合的な連携の強化</p>
2	特別支援教育の推進	<p>指導内容の充実や教職員の資質向上等を通じて、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>① 特別支援教育コーディネーター*を中心とした、保護者、教員、医療関係者、臨床心理士等の関係者との連携による個別の教育支援計画の作成及び実施 ② 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会組織の機能の充実 ③ 教職員の資質向上のための研究・研修の推進</p>
3	教育相談の充実	<p>保護者や児童生徒の教育に関する不安や悩みに対応できるよう、教育相談室における相談支援の一層の充実を図ります。</p> <p>① 教育相談室（教育研究所内）への相談員配置</p>

基本目標2 地域生活の充実をめざして

基本施策1 誰もが利用しやすいサービス・相談の充実

施策名		内容
1	情報提供の充実と相談窓口の充実	<p>障がいのある人が身近な場所で必要なサービスを総合的に利用できるよう、支援施策の広報に努めます。また、相談支援事業等の相談機能を充実させます。また、医療から社会復帰まで連続したケアを行っていく体制の整備を進め、精神障がいのある人の自立と社会復帰を支援します。</p> <p>① 情報提供の充実 ② 相談支援事業の充実 ③ 相談支援事業所と障がい者福祉課、保健センター、地域包括支援センターの連携による相談事業と訪問指導の充実 ④ 支援・介護等を行う家族等を対象とした相談・情報提供の充実 ⑤ 精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築 ⑥ 孤独・孤立の解消のための居場所づくりの推進</p>
2	障がい福祉サービスに関する情報の収集・提供の充実	<p>障がいに関する意見を幅広く聴き、今後の障がい者福祉施策の向上に反映させます。また、「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき、配慮の必要な市民のためのサービスの案内を充実させます。</p> <p>① 福祉サービスに関する情報の提供と利用の援助 ② 障がい者団体の活動の支援を通じた当事者ニーズの収集と施策への反映 ③ 「何でも投書箱」等の広聴制度の活用 ④ 市ホームページに掲載した「バリアフリーマップ」の内容充実</p>
3	関係機関との連携と活動支援	<p>障がいに関する相談の内容が多様化し一層の専門性が問われていることから、地域の障がい者福祉に関する中核的な役割を果たす場として「秩父地域自立支援協議会」を引き続き運営し、定期的な協議を行います。また、専門家や地域の機関との連携を図り、重層的に障がいのある人への支援を展開します。</p> <p>① 「秩父地域自立支援協議会」の運営 ② サービス事業所の情報交換の場の提供 ③ 社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」への支援 ④ 民生委員・児童委員*との連携による相談支援活動の充実 ⑤ 社会福祉協議会による「ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」との連携</p>
4	ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備	<p>「秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。</p> <p>① 「こころのユニバーサルデザイン」の推進 ② 「まちづくりのユニバーサルデザイン」の推進 ③ 「行政サービスのユニバーサルデザイン」の推進 ④ ユニバーサルツーリズムに対応した観光案内の充実</p>
5	災害時の支援体制の充実	<p>災害時等に自らの身を守ることが困難である避難行動要支援者等を適切に避難させる体制づくりを推進します。</p> <p>① 「避難行動要支援者制度」の周知 ② 避難行動要支援者への避難支援 ③ 防災訓練に参加可能な方の参加の促進 ④ 地域防災計画との連動</p>

基本施策2 障がい福祉サービスの充実

施策名		内容
1	障がい福祉サービス提供体制の強化	<p>障がいのある人の自己決定により、必要な障がい福祉サービスの選択ができるよう、サービス内容の充実と必要な情報提供に努めます。</p> <p>また、障がい福祉サービス事業所が安定した運営のもとでサービス提供を行えるよう、サービスに携わる人材の育成への協力や制度面等で、事業所の運営を支援します。</p> <p>① 訪問系サービスの充実と場の確保 ② 日中活動系サービスの充実と活動の場の確保 ③ 肢体不自由児（者）の日中活動の場の確保 ④ 「計画相談支援」・「障害児相談支援」の拡大と充実 ⑤ 居住系サービスの充実と居住の場の確保 ⑥ 施設入所者・社会的入院者の地域生活への移行の促進 ⑦ 人材育成と事業者ネットワークの構築支援 ⑧ 介護保険サービスとの連携強化 ⑨ 外出を支援するサービスの強化</p> <p>※「指定障害福祉サービス」、「指定(障害児)通所支援」及び「相談支援」の内容・見込み量については、「第5章」をご参照ください。</p>
2	医療的ケア児等への支援の推進	<p>医療行為の必要な重度心身障がい児とその家族（医療的ケア児等）が安心して生活していけるよう、のレスパイト入院*、短期入所（ショートステイ）、日中活動の場の確保に向けた取り組みを、関係機関と連携して推進します。</p> <p>① 医療的ケアを必要とする子ども・家族への支援体制の構築・確立 ② 医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の活用</p>
3	地域生活支援拠点等の整備	<p>住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域生活支援拠点等による相談体制の強化、緊急時の受け入れ体制の構築を推進します。</p> <p>① 緊急時における相談支援事業所の夜間・休日対応の実施 ② 緊急時の受け入れ実施及び事業所間の連携強化の取り組み</p>

基本施策3 日常生活に関するサービスの充実

施策名		内容
1	地域生活支援事業の充実	<p>「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある人の日常生活または社会生活を支えるため地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供する「地域生活支援事業」について、障がいのある人のニーズに応じた事業を展開し、地域での日常生活の質の向上を図るとともに、事業内容の充実に努めます。</p> <p>※「地域生活支援事業」の内容・見込み量については、「第5章」をご参照ください。</p>
2	移動しやすい環境の整備	<p>障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、公共交通機関の維持や福祉有償運送の充実、移動支援事業の継続などが必要であることから、関係機関との連携のもとに、移動しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>また、知的障がいや高次脳機能障がいのため道に迷いやすい方を対象とした外出時見守りシール事業の実施について検討します。</p>

基本施策4 権利擁護施策の推進

施策名		内容
1	障がい者差別解消支援の推進	障がいを理由とする差別に関する相談について、障がい者福祉課に設置した相談窓口にて随時対応していきます。また、「障害者差別解消支援地域協議会」において差別解消の効果的な推進に努めます。 ① 住民・事業者・行政向けの講演会の開催 ② 「秩父市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の施行 ③ 「障がいのある方への配慮マニュアル」に基づく市職員による適切な対応の実施 ④ 「障害者差別解消支援地域協議会」での討議・検討、対応協議等
2	障がい者虐待の防止等	障がいのある人への虐待の防止のためのネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。 ① 「障害者虐待防止センター*」の充実、研修への参加等 ② 「障害者虐待防止センター」の周知・利用促進や虐待に関する通報義務の周知
3	成年後見制度の利用促進	障がいのある人の権利を擁護するための成年後見制度の利用を促進します。 ① 成年後見制度法人後見支援事業の実施 ② 成年後見制度利用支援事業の実施 ③ 市長申し立てによる成年後見制度利用の支援

基本施策5 健康づくりの推進

施策名		内容
1	健康づくり事業の充実	障がいのある人の健康維持のため、健診等による疾病の早期発見と生活習慣の改善を推進します。 ① 各種健（検）診の利用促進、保健指導の充実 ② 歯周病検診や歯と口の健康づくりの促進
2	医療費助成制度等の実施	医療が必要な障がいのある人等に、経済的な負担の軽減を目的とした医療費の助成を実施します。 ① 重度心身障害者医療費（身体・知的・精神）の助成 ② 自立支援医療費（精神通院・更生医療*・育成医療*）の給付
3	感染症対策の推進	各種感染症に対する予防などについての正しい知識や情報をわかりやすく伝える広報・啓発活動等の実施に努め、対策の推進を図ります。

基本目標3 社会参加の促進をめざして

基本施策1 就労支援の促進


施策名		内容
1	就労支援窓口の充実	<p>障がいのある人の自立と社会参加を図るため、秩父障がい者就労支援センターの相談機能を充実させます。</p> <p>① 障がいのある人の就労状況の把握と相談 ② 就職準備支援・職場開拓・職場定着支援の推進 ③ 関係機関との連携 ④ 中途障害者の就労支援の充実</p>
2	障がい者雇用の促進	<p>秩父公共職業安定所、秩父地域雇用対策協議会、秩父障がい者就労支援センター、埼玉県立秩父特別支援学校をはじめとする関係機関との連携のもとに、障がいのある人の雇用の場の拡大をめざします。</p> <p>① 秩父公共職業安定所が実施する障がいのある人の就職相談や就職面接会への支援・協力 ② 法定雇用率*達成に向けた企業への働きかけ ③ 公的機関における障がいのある人の雇用促進 ④ 市自身による積極的な障がい者雇用と秩父市職員の障がい者活躍推進計画等に基づく職場環境の整備などの推進 ⑤ 障害者優先調達推進法*に基づく調達の推進</p>
3	雇用・労働施策との連携	<p>雇用・労働に関する施策との連携により、障がいのある人の雇用促進と就労後の定着化の支援・促進を図ります。</p> <p>① 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業との連携 ② トライアル雇用*事業との連携 ③ 秩父障がい者就労支援センターと連携しての就業体験の充実や就労後の定着支援の促進 ④ 「職親委託制度」の推進</p>

基本施策2 社会参加の促進

施策名		内容
1	社会活動・文化芸術活動の推進	<p>障がいのある人が生涯にわたり学習できる機会を提供する場を確保します。また、地域住民と相互交流を図れる機会を充実させます。</p> <p>① 市内で行われる各種文化活動の広報 ② 障がい者団体の文化活動への支援 ③ 障がいのある人による文化芸術活動の支援・促進と、市施設での発表のための催しの開催</p>
2	スポーツ・レクリエーション活動の振興	<p>障がいのある人が日常生活の生きがいとしてスポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民が一体となった活動の振興を図ります。</p> <p>① 障がい者スポーツについての情報提供 ② 障がい者スポーツの促進 ③ 水泳の指導を通じた障がい児の交流事業の実施</p>
3	意思表示・コミュニケーション支援の充実	<p>障がいのある人による情報の取得、利用、意思疎通の手段の充実を図ります。</p> <p>① 市主催事業での手話通訳・要約筆記による情報保障 ② 手話通訳者の養成、意思疎通支援事業の拡充 ③ 市広報紙・議会だよりを含む市刊行物のダイジー図書化 ④ 図書館での対面朗読サービスの提供や録音資料の貸し出し ⑤ ホームページのユニバーサルデザイン化 ⑥ 失語症者向け意思疎通支援事業の検討</p>

基本施策3 啓発活動の推進

施策名		内容
1	障がいへの理解の促進	<p>障がいの多様な特性を理解し、障がいのある人と共に生きる社会をめざすため、地域住民や関係者へのさまざまな広報・啓発活動等を行います。</p> <p>① 「あいサポート運動*」の推進 ② 各種行事における啓発活動の推進 ③ 発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等への理解の普及・啓発</p>
2	地域共生のための交流機会の拡大	<p>障がいの有無を問わず誰もが参加可能なイベントや交流事業を行い、地域住民との交流機会の拡大を図ります。</p> <p>① 交流イベントの開催 ② 社会福祉法人等の自主事業の後援</p>
3	福祉教育の推進	<p>学校教育の場を通じて、障がいや障がいのある人について正しく理解し、助け合い・思いやりの心を持って行動できる力を身に付けるための教育活動を行います。</p> <p>① 福祉体験授業の開催 ② ボランティア体験の開催</p>
4	ボランティア活動の充実	<p>障がいのある人への支援に、専門家だけではなく身近な地域の住民が参加できるよう、地域住民によるボランティアの育成やボランティア活動への支援を行います。</p> <p>① ボランティア活動（募集、養成、登録）への支援 ② ボランティアが活動するための拠点整備の支援 ③ 「手話奉仕員養成研修」の実施</p>



第5章 計画の成果目標と各サービスの 見込み・確保の方策等

1 令和8年度に向けた成果目標と活動指標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行 【第4章 2-2-1】

国の考え方は、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、施設入所者数の5%以上を削減することとしています。また、埼玉県の考え方は、地域生活移行の目標については国と同様ですが、入所待機者が年々増加し、特に地域生活が困難な人も多数待機している現状を考慮し、入所者数削減の成果目標は設定しないことにしています。

これに沿って、本市における施設から地域生活へ移行する人の成果目標（数値目標）を、次のように設定します。

【目標の設定】

施設入所者の地域生活への移行の成果目標

項目	数値	備考（考え方）
【実績】 令和4年度末時点の入所者数（A）	67人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】（B） 入所施設からの地域移行	4人 (6%)	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人数
【目標】 施設入所者の削減	(設定しない) (-%)	差し引き削減見込み数（A - B） ※県と同様の理由で設定しないこととする。

【地域生活への移行に向けた取り組み】

引き続きグループホームや一般住宅等の「居住の場」を確保するとともに、相談支援事業等を利用しながら、地域生活へスムーズに移行できるような支援体制を整備します。また、地域生活へ移行した後も、障がいのある人が自立した生活を営めるように、障がい福祉サービスの充実や地域にある資源の活用を図ります。

(2) 精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築 【第4章 2-1-1】

国の考え方は「長期入院」への対応の推進等ですが、それに対応した成果目標（数値目標）の設定は、埼玉県が行います。本市においては、現在秩父地域自立支援協議会で行っている協議の場を発展・充実させるため、以下の目標を設定します。

【目標の設定】

精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の成果目標

項目	数値	備考（考え方）
【目標】 保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会等）の数	1か所	秩父保健所、町と連携を図りながら、市が主催する協議の場を設置します。
【目標】 上記協議の場の年間開催回数	6回	協議の場の発展・充実に努めます。

(3) 地域生活支援の充実 【第4章 2-2-3】

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的支援、地域の体制づくり等）について、求められる5つの機能を実現する面的整備型の地域生活支援拠点等を令和6年度から本格運用します。また、コーディネーターを配置する等により効果的な支援体制の充実のために、年1回以上運用状況を検証及び検討をします。また、強度行動障害のある方に対しては、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を実施します。

【目標の設定】

地域生活支援の充実の成果目標

項目	数値	備考（考え方）
【目標】 令和8年度末までの設置数	5か所	地域生活支援拠点等（面的整備型）に登録している事業者数
【目標】 運用状況検証・検討の回数	年1回	地域生活支援拠点等（面的整備型）の運用状況の検討及び検証を年に1回実施し、地域生活拠点を充実させていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 【第4章 3-1-1】【第4章 3-1-3】

国の考え方は、①福祉施設から一般就労への移行者数を、令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上（うち就労移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、同B型：1.28倍以上）とすること、②令和8年度末における一般就労移行者のうち「就労定着支援」事業の利用者の割合を5割以上とすること、③就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすること、④就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることとしています。

これに沿って、本市における成果目標（数値目標）を次のように設定します。

【目標の設定】

福祉施設から一般就労への移行等の成果目標

項目	数値	備考（考え方）
【実績①】 令和3年度の一般就労移行者数	5人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標①】 令和8年度の一般就労移行者数	8人 (1.28倍)	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【実績②】 令和3年度に就労移行支援事業の利用者数	2人	令和3年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【目標②】 令和8年度の一般就労移行者のうち、就労移行支援事業の利用者の数	3人 (1.31倍)	令和8年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数

項目	数値	備考（考え方）
【実績③】 令和3年度の就労継続支援事業A型の利用者数	1人	令和3年度に就労継続支援事業A型を利用し、一般就労した人の数
【目標③】 令和8年度の一般就労移行者のうち、就労継続支援事業A型の利用者数	2人 (1.29倍)	令和8年度に就労継続支援事業A型を利用し、一般就労する人の数
【実績④】 令和3年度の就労継続支援事業B型の利用者数	2人	令和3年度に就労継続支援事業B型を利用し、一般就労した人の数
【目標④】 令和8年度の一般就労移行者のうち、就労継続支援事業B型の利用者数	3人 (1.28倍)	令和8年度に就労継続支援事業B型を利用し、一般就労する人の数
【実績⑤】 令和3年度の就労移行支援事業を実施している事業所数	2か所	
【目標⑤】 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	2か所	全事業所数の5割以上を基本として調整していきます。
【実績⑥】 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度に就労定着支援事業を利用した人数
【目標⑥】 令和8年度末における一般就労移行者のうち「就労定着支援事業」の利用者数	3人 (1.41倍)	令和8年度に就労定着支援事業を利用する人数
【実績⑦】 令和3年度の就労定着支援事業を実施している事業所数	0か所	市内の事業所数
【目標⑦】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	1か所 (25%)	市内に「就労定着支援」実施事業所が開設された場合、当該事業所の就労定着率が2割5分以上となるよう支援していきます。

【一般就労を促進するための取り組み】

障がいのある人の一般就労を促進するため、就労に関する情報の提供や相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充と雇用の場の開拓による就労の場の確保をより一層強化するとともに、企業の障がい者雇用への理解を進め、能力と適性にあった仕事に就くことができるよう、働く場の拡充と就労の定着を促進するしくみを構築・強化していきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 【第4章 1-3-1】 【第4章 2-2-2】

国の考え方は、①令和8年度末までに、「児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも1か所以上設置すること（圏域での設置でも可）、及び、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築を基本とする、②令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」事業所と「放課後等デイサービス」事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること（圏域での確保でも可）、③医療的ケアを必要とする児童に関して、令和8年度末までに、各都道府県、各市町村で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置でも可。）とともに、医療的ケア児に関する「コーディネーター」を配置することをそれぞれ基本とする、としています。

これに沿って、県との役割分担も図りながら、本市における成果目標（数値目標）を次のように設定します。

【目標の設定】

障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標

項目	数値	備考（考え方）
【目標】 「児童発達支援センター」設置数	1か所	秩父圏域共同での設置に向けて検討・調整を進めます。
【目標】 主に重症心身障がい児を支援する「児童発達支援」事業所設置数	1か所	具体的な利用ニーズがあれば、市内に2か所立地している児童発達支援事業所のうち1か所で、主に重症心身障がい児を支援するサービスを提供します。
【目標】 主に重症心身障がい児を支援する「放課後等デイサービス」事業所設置数	1か所	具体的な利用ニーズがあれば、市内に5か所立地している放課後等デイサービス事業所のうち1か所で、主に重症心身障がい児を支援するサービスを提供します。
【目標】 医療的ケア児支援のための関係機関等による協議の場（協議会等）の数	1か所	秩父地域自立支援協議会で実施している協議の場を発展させ、令和7年度までに秩父圏域で設置します。
【目標】 令和8年度末までの、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置（有無）	有	コーディネーターを配置するとともに、周知を図り、利用につなげていくよう努めます。

◎市内の保育所等へ事業の周知を行って受け入れの体制の整備も進めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等 【第4章 2-1-1】

国の考え方は、令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置すること及び、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うことをそれぞれ基本とする、としています。

これに沿って、本市における成果目標(数値目標)を次のように設定します。

【目標の設定】

相談支援体制の充実・強化等の成果目標

項目	数値	備考(考え方)
【目標】 地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置数	1か所	基幹相談支援センターを秩父圏域で共同運営する体制を維持します。
【目標】 地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の開催回数	年4回	秩父地域自立支援協議会において地域の課題について協議する場を設けます。
【目標】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年110件	基幹相談支援センターにおける専門的な指導・助言件数の設定
【目標】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年110回	基幹相談支援センターにおける人材育成の支援件数の設定
【目標】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年60回	基幹相談支援センターにおける相談機関との連携強化の取組の実施回数

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する体制の構築 【第4章 2-2-1】

国の考え方は、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする、としています。

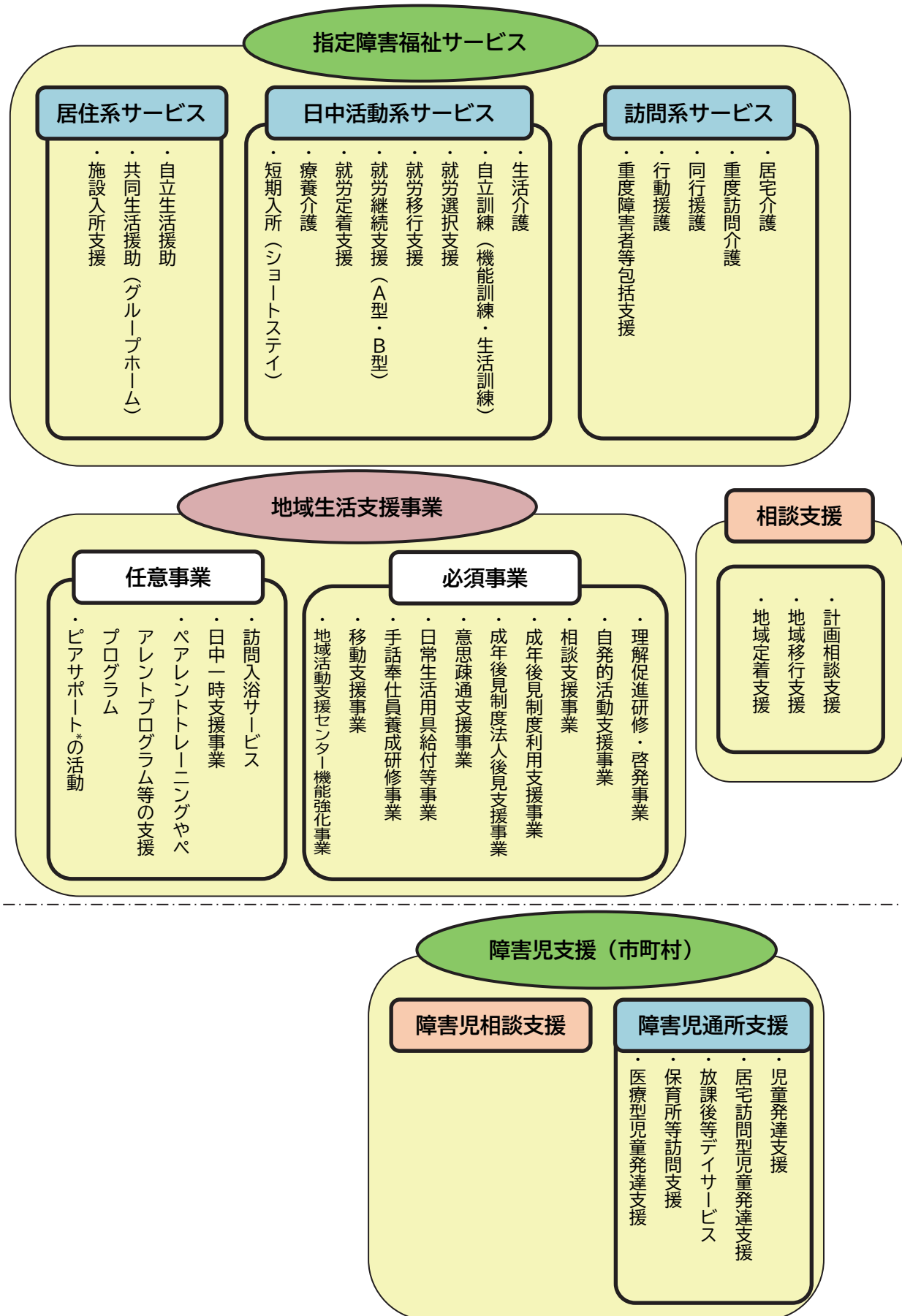
これに沿って、本市における成果目標(数値目標)を次のように設定します。

【目標の設定】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する体制の構築の成果目標

項目	数値	備考(考え方)
【目標】 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市職員の参加人数	2人	研修会に市職員2人以上の参加として設定
【目標】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	年1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所等との共有を実施する回数

2 障がい福祉サービスの体系



3 訪問系サービスの見込みと確保の方策【第4章 2-2-1】

(1) 訪問系サービスの見込み

訪問系サービスの概要は以下の通りです。利用実績をみると、利用量・利用者数がいずれも横這い傾向にあることから、以下のように設定します。

訪問系サービスの概要

サービス名	サービスの概要
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障がい者を有する人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
行動援護	行動障がいのある知的障がい児・者、精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

訪問系サービスの見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	862	830	799	850	850	850
	人/月	94	92	90	90	90	90
重度訪問介護	時間/月	165	168	183	190	210	210
	人/月	3	3	4	4	6	6
同行援護	時間/月	32	36	33	40	40	40
	人/月	5	7	9	10	10	10
行動援護	時間/月	89	65	55	60	60	60
	人/月	17	14	20	20	20	20
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 訪問系サービスの確保の方策

障がいのある人が安心して地域で自立生活を送るために不可欠なサービスであり、今後障がいのある人の増加や介護者の高齢化を見据え、サービス提供事業所が必要量を確保できるよう連絡・連携体制を強化し、状況によっては定期的な協議の実施も検討します。介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する「共生型サービス」の指定の取得を、高齢者介護課と連携しながら支援・促進していきます。

また、障がいのある人の自己決定権を尊重し、さまざまな障がいの特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、引き続き事業所と連携しながら、専門的な人材の確保・育成やサービスの質的向上にも取り組んでいきます。

4 日中活動系サービスの見込みと確保の方策【第4章 2-2-1】

(1) 日中活動系サービスの見込み

① 生活介護

常に介護を必要とする障がいのある人に、主に日中の入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。

利用状況をみると、サービス量・利用人数ともにほぼ横ばいになっていることから、以下のように設定します。

生活介護の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	3,734	3,732	3,719	3,800	3,800	3,800
	人/月	204	191	195	190	190	190
(うち、重度障がい者)	人/月	-	-	-	50	50	50

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能の維持、回復等の必要がある障がいのある人に、身体的リハビリテーションを行います。

国立身体障害者リハビリテーションセンター等において機能訓練を受ける利用者がいることを想定し、以下のように設定します。

自立訓練（機能訓練）の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	20	20	20
人/月	0	0	0	2	2	2

③ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等の必要がある障がいのある人に、日常生活能力を向上させるための支援等を行います。

利用状況をみると、サービス量・利用人数ともにほぼ横ばいになっていることから、以下のように設定します。

自立訓練（生活訓練）の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	261	258	289	300	300	300
	人/月	23	18	20	25	25	25
(うち、精神障 がい者)	人/月	-	-	-	20	20	20

④ 就労選択支援

障がいのある人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

令和6年度に新設される制度であり、利用者のニーズ、サービス提供体制を把握しながらサービス提供体制の拡充に努めることとし、以下のように設定します。

就労選択支援の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	-	-	-	0	1	1

⑤ 就労移行支援

一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる障がい者であって、就労を希望する人に、生産活動等を通じて就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。就労移行支援の利用状況をみると、

令和3年度から4年度にかけてサービス量・利用人数が減少したものの、その後ほぼ横ばいになっていることから、以下のように設定します。

就労移行支援の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	248	155	142	150	150	150
人/月	13	9	12	10	10	10

⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練を行います。

令和3年2月に新たな事業所が市内に設置されサービス量・利用人数が増加しましたが、その後ほぼ横ばいになっていることから、以下のように設定します。

就労継続支援（A型）の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	112	163	160	170	170	170
人/月	6	9	9	10	10	10

⑦ 就労継続支援（B型）

一般企業などでの就労が困難な障がいのある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方や就労移行支援事業・就労継続支援A型事業の利用が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練を行います。

利用状況をみると、第六期期間中にサービス量・利用人数ともに増加しているため、以下のように設定します。

就労継続支援（B型）の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	2,962	3,005	3,124	3,200	3,300	3,400
人/月	171	174	190	180	185	190

⑧ 就労定着支援

障がいのある人本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。

利用状況をみると、サービス量・利用人数ともにほぼ横ばいになっていることから、以下のように設定します。

就労定着支援の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	3	3	2	2	2	2

⑨ 療養介護

医療を要する障がい者で、常に介護を必要とする人に、病院などの施設において機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

現在の状況が今後も継続するものと見込み、以下のように設定します。

療養介護の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	8	8	8	8	8	8

⑩ 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う人の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障がいのある人が、障害者支援施設等に短期間入所し、必要な介護等を受けます。

利用状況をみると、年度により増減があります。今後については、現状と同程度で推移すると考え、以下のように設定します。

短期入所（ショートステイ）の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	人日/月	253	184	252	260	260	260
	人/月	2	5	11	10	10	10
(うち、重度 障がい者)	人/月	-	-	-	4	4	4
短期入所 (医療型)	人日/月	21	21	21	30	30	30
	人/月	1	1	1	2	2	2
(うち、重度 障がい者)	人/月	-	-	-	1	1	1

(2) 日中活動系サービスの確保の方策

日中活動系サービスは、利用者にとって自己実現のための主体的な生活を送る場を提供するとともに、その家族や支援者のレスパイトを確保するために欠かせないサービスです。

特別支援学校の卒業生や退院・退所する方など、継続して新規増が見込まれるため、ニーズを的確に把握した上で、効率的かつ効果的に必要なサービス量の確保を図るとともに、新たなサービス事業者の参入についても支援します。

そのため、秩父地域自立支援協議会等を通して利用者のニーズを把握し、各事業所との連携体制をさらに充実させ、近隣4町とも協力し合いながら市町の枠を越えて利用しやすい環境づくりに配慮して、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう引き続き取り組んでいきます。

5 居住系サービスの見込みと確保の方策【第4章 2-2-1】

(1) 居住系サービスの見込み

① 自立生活援助

障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた適切な支援を行います。

利用状況を見ると、横ばいになっていることから、以下のように設定します。

自立生活援助の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	5	5	5	5	5
(うち、精神障がい者)	人/月	-	-	-	0	0	0

② 共同生活援助（グループホーム）

介護を要する障がいのある人に、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

利用状況を見ると、ほぼ横ばいになっていることから、以下のように設定します。

共同生活援助（グループホーム）の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	87	96	93	100	100	100
(うち、重度障がい者)	人/月	-	-	-	18	18	18
(うち、精神障がい者)	人/月	-	-	-	20	20	20

③ 施設入所支援

障害者支援施設等において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

利用状況をみると、横ばいになっていることから、以下のように設定します。

施設入所支援の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	67	67	68	70	70	70

(2) 居住系サービスの確保の方策

地域での生活を望む障がいのある人にとって、グループホームは重要な社会資源の一つです。今後も親亡き後の生活の場や地域生活への移行の受け皿として利用者が増加することが見込まれます。このため、利用希望者にサービス内容と事業者等に関する情報を提供するとともに、提供事業所の整備を働きかけ、運営の支援を行います。また、精神障がいのある人や重度障がいのある人については、その特性に応じた適切な支援が受けられるよう、サービス提供事業者等と連携して、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

6 相談支援サービスの見込みと確保の方策【第4章 2-2-1】

(1) 相談支援サービスの見込み

計画相談サービスの概要は以下の通りです。利用状況を見ると、年度により増減していますが、ほぼ横ばいになっていることから、以下のように設定します。

相談支援サービスの概要

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする障がい児・者に対して、「サービス等利用計画」案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がいのある人と保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人に、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身の障がいのある人や施設・病院から退所・退院した障がいのある人のうち、地域生活が不安定な人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

相談支援サービスの見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	458	494	418	500	500	500
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	1	1
(うち、精神障がい者)	人/月	-	-	-	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援	人/月	-	-	-	0	0	0

(2) 相談支援サービスの確保の方策

利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメント*とモニタリングを充実するため、基幹相談支援センターを中心に関係機関と連携して相談支援専門員の養成や体制の質的・量的な充実を図ります。

また、障害福祉サービス事業者や介護保険事業者に対し計画相談事業への参入を働きかけ、今後も利用者が適切に計画相談支援を受けられるような支援体制を整えるように努めます。

さらに、施設入所者や入院中の精神障がいのある人等の地域移行を支援するため、地域移行支援や地域定着支援を提供するとともに、医療機関や福祉施設との連携支援体制を強化し、地域生活への移行に向けた適切な支援に努めます。

7 障害児支援事業の見込みと確保の方策【第4章 2-2-1】

(1) 障害児支援事業の見込み

① 障害児通所支援

障害児通所支援の概要は以下の通りです。児童発達支援、放課後等デイサービスともに年度により増減していますが、ほぼ横ばいになっていることから、以下のように設定します。

障害児通所支援の概要

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある児童について、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うものです。

障害児通所支援の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数	71	53	66	80	80	80
	人日/月	-	-	-	200	200	200
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数	65	64	80	80	80	80
	人日/月	-	-	-	1,090	1,090	1,090
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	人日/月	-	-	-	0	0	0
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	人日/月	-	-	-	0	0	0

保育所等訪問支援については、令和5年度現在、提供体制が未整備ですが、「保育所・幼稚園等巡回支援事業」を実施して、障がい児の早期発見・早期療育に取り組んでいます。引き続き、市内の保育所等へ事業の周知を行って受け入れの体制の整備も図ります。

② 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障がい児に、「障害児支援利用計画」案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

利用状況をみると、年度により増減していますが、ほぼ横ばいになっていることから、以下のように設定します。

障害児相談支援の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	70	66	76	80	80	80

(2) 障害児支援事業の確保の方策

保健センター、特別支援学校、幼稚園、保健所等の関係機関と連携を取りながら、「秩父地域自立支援協議会」等を通して利用者のニーズを把握し、秩父地域4町とも協力し合って、支援が必要な児童の障がいの特性や成長段階に応じて適切なサービスが提供できるように人材の育成や支援の質的向上に努めます。

また、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもに対し関連各分野からの支援を調整するコーディネーターについて、引き続き配置に努めます。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	1	1	1	1	1	1

8 地域生活支援事業の見込み

(1) 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業の見込みについては、それぞれの利用実績に基づいて以下のように設定します。

① 理解促進研修・啓発事業【第4章 3-3-1】

障がいのある人が日常生活・社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に、障がいのある人への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

理解促進研修・啓発事業の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有無	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業【第4章 3-3-4】

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

自発的活動支援事業の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有無	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業【第4章 1-2-1, 2-1-1】

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。相談支援事業を適切に実施していくためには、市が委託した相談支援事業者の運営評価等を実施し、具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、地域の関係機関等のネットワークの構築・強化等について協議することが重要になります。

本計画期間では、引き続きこれらの事業を継続するとともに、埼玉県や近隣自治体との連携をさらに強化し、障がいのある人と家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効活用に努めます。

相談支援事業の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	3	3	3	3	3	3
住宅入居等支援事業	か所	3	3	3	3	3	3

④ 成年後見制度利用支援事業【第4章 2-4-3】

障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に、費用の全部または一部の補助を行います。

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者について、権利擁護を図るとともに、利用の促進に向けて制度の周知に努めます。

成年後見制度利用支援事業の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	8	10	10	10	10	10

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業【第4章 2-4-3】

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

成年後見制度法人後見支援事業の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	30	24	30	30	30	30

⑥ 意思疎通支援事業【第4章 3-2-3】

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

意思疎通支援事業の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	68	71	80	120	160	200
手話通訳者設置事業	か所	0	0	0	0	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業【第4章 2-3-1】

重度障がいのある人等に、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

日常生活用具給付等事業の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	3	3	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	11	2	1	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	12	5	10	10	10
排泄管理支援用具	件/年	1,565	1,338	1,479	1,500	1,500	1,500
居宅生活動作補助用具	件/年	1	0	0	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業【第4章 3-2-3】

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した人）の養成研修を行います。手話通訳者派遣事業の実施に向け、令和4年度、5年度は手話通訳者養成研修事業を実施したため、手話奉仕員養成研修事業を実施しませんでした。令和6年度からは、手話奉仕員養成研修事業を再開します。

手話奉仕員養成研修事業の講習の実施見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有無	有	無	無	有	有	有

⑨ 移動支援事業【第4章 2-3-2】

屋外での移動が困難な障がい児・者について、円滑に外出することができるよう、移動を支援します。障がいのある人が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含め、引き続き移動支援の充実に努めます。また、事業が安定継続して実施できるよう環境整備に努めます。

移動支援事業の見込み

単位	第六期実績			第七期見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人／年	905	889	982	1,000	1,000	1,000
時間／年	2,130	2,094	2,325	2,400	2,400	2,400

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業【第4章 2-3-1】

地域活動支援センター機能強化事業の概要は以下の通りです。障がいのある人の地域生活の場、社会参加の場として認知が広がったことを背景に、利用実績が安定しており、引き続き、事業量の確保を図ります。

地域活動支援センター機能強化事業の概要

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センターⅠ型	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらには相談事業や専門職員の配置による福祉・地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに、機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。
地域活動支援センターⅢ型	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与を実施します。

地域活動支援センター事業の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数	1	1	1	1	1	1
	登録者数	184	191	189	190	190	190
地域活動支援センターⅡ型	事業所数	0	0	0	0	0	0
	登録者数	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	事業所数	0	0	0	0	0	0
	登録者数	0	0	0	0	0	0

⑪ 任意事業（その他の事業）【第4章 2-3-1】

「任意事業」として、引き続き「訪問入浴サービス」、「日中一時支援事業」、「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援（プログラム）」、「ピアサポートの活動」等を実施します。

任意事業の見込み

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス実利用人数	人/月	3	2	2	2	2	2
日中一時支援事業実利用人数	人/年	98	67	71	70	70	70
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	-	-	-	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人数	-	-	-	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	-	-	-	0	0	0

9 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて

受け入れ見込み人数

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
幼稚園	人	2	3	1	1	1	1
保育所	人	9	10	11	11	11	11
認定こども園	人	1	1	3	3	3	3
放課後児童健全育成事業	人	17	7	17	17	17	17

10 事業の実施に関する支出について

支出（決算額、予算額、支出見込み額）

	単位	第六期実績			第七期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（予算）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者福祉費	百万円	305	295	298	340	330	330
障害者自立支援給付費	百万円	1,640	1,703	1,824	1,889	1,930	1,980



第6章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の基本方針

市は、以下の基本方針に基づき本計画の推進に取り組みます。

① 市民参画による施策の推進

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、障がい当事者団体、障がい者支援団体、市社会福祉協議会等の関係者及び関係機関と連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進に当たります。

② 関係機関における連携

障がいのある人に関する各種施策の展開については、市役所内の福祉・保健・医療・教育・就労をはじめ関係各課との連携を図るとともに、それぞれの役割を検討しながら、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び「秩父障害保健福祉圏域」との密接な連携を図りながら、推進していきます。

さらに、1市4町による『ちちぶ定住自立圏』において設置する「秩父地域自立支援協議会」でも、連携を図っていきます。

③ 推進・進行管理のための委員会の設置

本計画の施策やサービスの実効性を高め円滑な推進を図るために、「秩父市障がい者福祉計画推進委員会」を設置し、「PDCAサイクル」(イメージ図、88ページ)を導入して、「秩父地域自立支援協議会」と連携して進捗状況等の評価と課題事項の検討等を行います。

④ 財源の確保と適正な受益者負担

常に現状のサービス内容の見直しを行って、適正な受益者負担に配慮するとともに、限りある人員と財源を適切に配分し、優先順位や事業効果、必要性について十分な検討のうえ、実施します。

「PDCAサイクル」の
プロセスのイメージ

計画(Plan)

「基本方針」に即して成果目標・活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込み量の設定や確保方策等の設定を行う。

実行(Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価(Check)


成果目標・活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」の中間評価として分析・評価を行う。

中間評価の際には、委員会等の意見を聴くとともに、その結果について報告する。

活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況の分析・評価を行う。

改善(Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を実施する。



第7章 付属資料

資料1 用語の解説

【あ・ア行】

あいサポート運動

誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある人が困っていることや障がいのある人への必要な配慮などについて理解して、障がいのある人にちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現していく運動のことで、平成21年11月に鳥取県で始まった。

アクセシビリティ

高齢の方や障がいのある方などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

育成医療

現在身体に障がいがあるか、または現に疾患があって、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる子どもに行われる、手術等の外科的な治療等のこと。

障害者総合支援法に基づき、「育成医療」によってその症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになると認められる場合には、指定自立支援（育成）医療機関での治療に要する医療費の一部が公費で助成される。

インクルーシブ保育

年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、どんな背景を持った子どもも受け入れる保育のこと。「違い」を排除することなく受け入れ、ともに育つ環境を提供する。

【か・カ行】

ケアマネジメント

サービス利用者の地域生活を支援するために、保健・医療・福祉にわたる幅広いニーズと、地域のさまざまな社会資源により提供される複数のサービスを適切に結び付けて調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保すること。

高次脳機能障がい

事故による受傷や疾病により脳の器質的病変がある、または日常生活、社会生活に制約があり、その主たる原因として記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい認められる場合、「高次脳機能障がい」と診断される。以下はその主要症状の内容。

◇記憶障がい…物の置き場所を忘れたり、新しい出来事を覚えていられなくなる。そのために何度も同じことを繰り返したり質問したりする。

◇注意障がい…ぼんやりしていて、何かについてミスばかりする。2つのことを同時にしようとするとうるさくなる。

◇遂行機能障がい…自分で計画を立てて物事を実行することができない。行

き当たりばったりの行動をする。
◇病識欠如…自分が障がいがある状態であることに対する認識がうまくできない。障がいが無いかのように振る舞ったり、言ったりする。

更生医療

身体に障がいのある人の障がいを軽減・補完し、日常生活や職業生活を容易にするために行われる治療（人工関節置換術、ペースメーカー移植術、肝・腎移植術等）のこと。

障害者総合支援法に基づき、更生医療に対して、指定自立支援（更生）医療機関での治療に要する医療費の一部が公費で助成される。

個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもとに、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を行うことを目的に作成する計画のこと。

計画には、教育のみならず、福祉、医療、労働等のさまざまな側面からの取り組みが必要であり、関係機関・関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

【さ・サ行】

埼玉県ケアラー支援条例

埼玉県において全国で初めて、無償介護者等支援のために制定された条例で、令和2年3月31日に公布・施行された。「ケアラー」とは、「高齢、身体上、精神上的の障がいまたは疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことを言い、その中で特に18歳未満の人については、「ヤングケアラー」と定義している。

障害者虐待防止センター

「障害者虐待防止法」により、各市町村が「障害者虐待防止センター」としての機能を果たすことになっており、その具体的な業務は、「養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理」、「養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言」、「障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発」となっている。

障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成25年に法律の理念、目的等の改正が行われ、「障害者自立支援法」から変更された。「障がいの有無にかかわらず、国民が相互に尊重され安心して暮らせる社会」の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実や対象者の拡

大などが定められた。

障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年6月27日法律第50号)。障がい者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労支援施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された。

職場適応援助者(ジョブコーチ)

障がいのある人が職場に適応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うとともに、事業者に対し、障がいのある人の職場適応のために必要な助言を与える等、障がいの特性を踏まえた直接支援を行う専門職員のこと。

成年後見制度

障がいや認知症等のため判断能力が不十分な人に関して、裁判所の裁定に基づいて「成年後見人」が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

【た・夕行】

地域自立支援協議会

「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある人がニーズに合わせて適切にサービスを利用できるようにするため、地域における障がい福祉に関する関係者による連携・支援体制の協議を行う組織のこと。

『秩父地域自立支援協議会』では、「くらす部会」・「そだてる部会」・「はたらく部会」の3つの専門部会を立ち上げており、日常的に「個別支援会議」や毎月行う「相談支援連絡会議」の中で挙げられる地域の課題を「運営会議」で検討、調整している。「全体会」では、運営会議を通じて挙げられた地域の課題を確認し、自治体に施策提案等を行っている。

統合失調症

主に、幻覚や幻聴、妄想、物事を考えていく道筋がまとまらない、自分の感覚や考えを自覚しにくい等の症状が現れる精神疾患の一つ。そのため、「生活障がい」と呼ばれる、人と交流しながらの社会生活に対する困難さを抱えることが多い。以前は「精神分裂病」と呼ばれていたが、現在では正式な病名は「統合失調症」に変更されている。

特別支援学級

小学校、中学校等に教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障がいの種類によらず一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた支援を行う学校。在籍する児童生徒に教育を施すだけでなく、地域の幼稚園、小・中・高等学校に在籍する児童生徒の教育に関する助言・支援、いわゆる「センター的機能」も担うよう定義されている。

特別支援教育コーディネーター

教育上特別な配慮を必要とする子どもへの支援を適切に行うために、校内や福祉、医療等の関係機関との連携協力の強化を図る連絡調整役のこと。保護者に対する相談窓口、担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進等が役割となっている。

なお、「特別支援教育」とは、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育を言う。

トライアル雇用

「ハローワーク」及び民間職業紹介事業者等の紹介により、障がいのある人をはじめとする事業対象者につき原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）を行い、労働者の適性等を実際に見極めた上で本採用するかどうかを決めることができる制度のこと。

労働者は、実際に働くことを通じて企業が求める適性や能力・技術を把握することができ、事業主は、事業対象者の雇用期間に応じて奨励金を受け取ることができる。

【な行】

難病

特定の疾患群を指す医学用語ではないが、厚生労働省が定めた「難病対策要綱」では、以下のように定義されている。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

日常生活用具

障がい児（者）の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門、人口膀胱）装具等が該当する。

【は・八行】

発達障がい

脳機能の障がいによる症状が通常、低年齢において発現するものを言う。「発達障害者支援法」では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等と定義している。

◇自閉症…3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい。

◇アスペルガー症候群…「自閉症」の一種。知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がいがあり、行動と興味の範囲が限局的で常同的である。

◇広汎性発達障がい…「自閉症」と、「アスペルガー症候群」等の「自閉症」に近い特徴を持つ発達障がいの総称。

バリアフリー

障がいのある人、高齢者等が、移動や施設を利用する上で「バリア（障壁）」となるものを取り除くことで生活しやすくしよう、という考え方のこと。現在では、物理的なバリア（障壁）以外に、社会的、制度的、心理的なバリア（障壁）を取り除く意味でも用いられている。

ピアサポート

「ピア（peer）」は「仲間」という意味であり、同じ立場や同じ課題に直面している当事者同士による援助関係のことを「ピアサポート」と言う。

また、「ピアサポーター」はその役割を務める障がいのある人自身のことで、同じ疾病や障がいのある人の相談に乗ったり、サービス提供に関わったりする。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて民間企業・地方公共団体に対して定められた、障がいのある人の雇用割合のこと。一般の民間企業では、令和3年3月1日以降については従業員数の2.3%に相当する人数以上の障がいのある人を雇用することが義務づけられている。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」と「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者（身分は埼玉県非常勤特別職員となる）。福祉事務所、児童相談所等の関係機関の業務に協力するほか、担当区域において生活上の保護指導

や相談に応じること等を主な業務としている。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人々が利用しやすいようにデザインする考え方のこと。対象は施設や製品だけにとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで、多岐に渡る。

【ら・ラ行】

リハビリテーション

身体的、精神的、社会的な能力を発揮させ、自立と参加を促すために行われる訓練のこと。単なる機能障がいの改善や維持だけでなく、障がいのある人が人間としての尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練も含めた「全人間的復権」という概念で用いられる。

療育

障がいのある子どもの「治療と教育（保育）」を意味する。障がいの軽減や進行予防、精神面における発達への援助、日常生活動作を身に付け社会性を発揮するための支援・援助等を行うこと。

レスパイト入院

常時医療管理が必要な患者が在宅で療養しており、介護者・支援者の事情で在宅での介護等が一時的に困難になった場合に、病院に患者が短期入院するしくみ。

資料2 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会設置要綱

平成26年11月6日

訓令第14号

(設置)

第1条 秩父市障がい者福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、及び推進するため、秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平28訓令1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) その他計画の策定及び推進のために必要な事項に関すること。

(平28訓令1・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者福祉に関して識見を有する者
- (2) 障がい者団体の関係者
- (3) 障がい者福祉施設の関係者
- (4) 特別支援学校の関係者
- (5) 市議会議員
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の期間が満了する日までの期間とする。

(平28訓令1・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

-
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(平27訓令2・一部改正)

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日訓令第1号)

この訓令は、令達の日から施行する。

資料3 秩父市障がい者福祉計画策定・推進委員会委員名簿

任期：令和5年6月1日～令和9年3月31日

	団体名	役職名	氏名
1	秩父市議会文教福祉委員会	委員長	清野 和彦 ◎
2	市民代表	(公募)	岩田 泰典
3	NPO法人 身体障害者福祉会	代表理事	新井 喜一
4	秩父手をつなぐ育成会	理事	関根 要子
5	秩父郡市精神保健福祉会	会長	山崎 かや
6	社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団	在宅支援課長	増田 靖
7	社会福祉法人 清心会	副理事長	関根 三枝 ○
8	医療法人 全和会	アクセス施設長	新井 康代
9	秩父当事者会メンバー	ピアサポーター	作田 幸久
10	秩父公共職業安定所	所長	長堀 宣幸
11	埼玉県秩父保健所	副所長	島田 道太
12	埼玉県秩父福祉事務所	所長	浅見 洋
13	秩父地域障がい者基幹相談支援センター ビバーチェ	センター長	新井 幸恵
14	秩父障がい者就労支援センター キャップ	さやかサポート センター副所長	原 真澄
15	埼玉県立秩父特別支援学校	校長	西 聡
16	社会福祉法人 秩父市社会福祉協議会	地域福祉推進課長	野口 健
17	一般社団法人 秩父郡市医師会	理事	水野 究紀
18	秩父市民生委員・児童委員協議会	副会長	内田 森芳

※氏名欄の「◎」…委員長、「○」…副委員長

(敬称略)

資料4 秩父市障がい者福祉計画検討委員会委員名簿

	所属部	職名	氏名
1		副市長	石関 千春 ◎
2		教育長	前野 浩二
3	総合政策部	部長	島田 典彦
4	総務部	部長	高橋 亙
5	財務部	部長	新井 正巳
6	市民部	部長	千島 裕美子
7	福祉部	部長	田端 保之 ○
8	保健医療部	部長	新井 広実
9	環境部	部長	大森 圭治
10	産業観光部	部長	山田 省吾
11	農林部	部長	茂木 崇嗣
12	地域整備部	部長	笠原 武久
13	吉田総合支所	総合支所長	坂本 雄司
14	大滝総合支所	総合支所長	千島 設男
15	荒川総合支所	総合支所長	山中 賢
16	市立病院事務局	事務局長	古屋敷 光芳
17	会計管理者	会計管理者	小林 幸夫
18	教育委員会事務局	事務局長	笠原 義浩
19	議会事務局	事務局長	黒澤 康彦

※氏名欄の「◎」…委員長、「○」…副委員長

(敬称略)

資料5 秩父市障がい者福祉計画検討委員会作業部会委員名簿

	所属部	所属課	職名	氏名
1	総合政策部	総合政策課	主査	関口 英樹
2	総務部	危機管理課	主席主幹	金沢 雅美
3	市民部	市民スポーツ課	主任	小林 亮真
4	市民部	生涯学習課	主事	俵積田 壮
5	福祉部	社会福祉課	主幹	笠原 典子
7	福祉部	高齢者介護課	主査	町田 好人
8	福祉部	吉田包括支援センター	主査	松本 満
9	福祉部	保育こども課	主任栄養士	浅賀 樹里
10	保健医療部	地域医療対策課	主査	柿原 玲生
11	保健医療部	吉田保健センター	主査（保健師）	鈴木 陽子
12	産業観光部	観光課	主事	関根 菜月
13	地域整備部	建築住宅課	主任	金久保 健人
14	吉田総合支所	市民福祉課	主幹	山中 文彦
15	大滝総合支所	市民福祉課	主査	磯田 和也
16	荒川総合支所	市民福祉課	主査	新井 彩美
17	市立病院	地域医療連携室	主査	原 菜々美
18	教育委員会	学校教育課	主幹	古林 学

(敬称略)

資料6 策定事務局名簿

	所属課	職名	氏名
福祉部		部長	田端 保之
		次長	加藤 武信
	障がい者福祉課	専門員兼課長	小林 雅子
	障がい者福祉課	主席主幹	小泉 忠弘
	障がい者福祉課	主幹	熊木 和歌子

資料7 計画策定までの経過

期日	内容	
令和5年6月28日(水)	第1回策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の互選について ・秩父市障がい者福祉計画の概略について ・秩父市障がい者福祉計画等策定スケジュール(案)について ・障がい福祉に関するアンケート調査(案)について
令和5年7月20日(木) ～令和5年8月11日(金)	市民アンケート調査	無作為抽出による障害者手帳所持者及び難病患者配布996人、回収514人(回収率51.6%)
令和5年8月10日(木) ～令和5年8月31日(木)	サービス事業所及び障がい者福祉関係団体へのヒアリング調査	ヒアリングシートを送付し、サービス事業所及び団体の課題・ニーズを調査 配布41か所(事業所33か所、団体8か所) 回収33か所(事業所27か所、団体6か所)
令和5年9月27日(水)	第2回策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果報告、課題の整理 ・計画素案について
令和5年10月17日(火)	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選任について ・計画の概要、スケジュールについて
令和5年11月7日(火)	第1回作業部会(電子会議)	第七期秩父市障がい者福祉計画素案の確認について
令和5年11月20日(月)	第2回検討委員会	第七期秩父市障がい者福祉計画素案について
令和5年12月20日(水)	第3回策定・推進委員会	・計画素案について(主に見込み量について)
令和5年12月25日(月) ～令和6年1月24日(水)	パブリックコメント	市内公共施設4か所及びホームページ上に計画素案を公表し、意見を募集(意見…9件)
令和5年12月25日(月) ～令和6年1月19日(金)	秩父地域自立支援協議会 全体会委員への意見徴取	第七期秩父市障がい者福祉計画素案について
令和6年1月29日(月)	第3回検討委員会	パブリックコメントの結果について
令和6年2月7日(水)	第4回策定・推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント及び秩父地域自立支援協議会全体会委員への意見聴取の結果について ・第七期秩父市障がい者福祉計画案について
令和6年2月29日(木)	答申	

第七期秩父市障がい者福祉計画
秩父市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

発行 令和6年3月

編集 秩父市 福祉部 障がい者福祉課

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

TEL：0494-27-7331(直通) FAX：0494-27-7336

URL <http://www.city.chichibu.lg.jp/>

この冊子は環境に配慮して再生紙を使用しています。





秩父市イメージキャラクター

ポテくまくん